

小金井市一般廃棄物処理基本計画

素案

令和 8 年3月

小金井市

目 次

第 1 部 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	1
第 1 章 計画の基本的事項	2
第 1 節 計画の位置づけと対象期間	2
第 2 節 国の動向	4
第 2 章 本市の現状と課題	6
第 1 節 人口動態	6
第 2 節 ごみ処理の状況	7
第 3 節 前計画における目標値と実績	27
第 4 節 本市の抱える主な課題	29
第 3 章 基本方針	52
第 1 節 これまでの経緯	52
第 2 節 基本理念	53
第 3 節 基本方針	54
第 4 節 目標の設定	55
第 4 章 施策の展開	56
第 1 節 計画の体系	56
第 2 節 発生抑制を最優先とした 3R の推進	58
第 3 節 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進	66
第 5 章 計画の推進体制及び進行管理	69
第 2 部 生活排水処理基本計画	71
第 1 章 生活排水処理の現状	72
第 1 節 収集運搬・処理の状況	72
第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	72
第 2 章 今後の取組	73
第 1 節 本市における取組	73
第 2 節 災害時の対応	73

用語、数値の取扱い及び表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

2. 期間の表示

- 年度は、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)度」で表示します。

3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料または関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の位置づけと対象期間

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定に当たっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や東京都（以下「都」という。）の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」や「小金井市食品ロス削減推進計画」との整合を図るものとします。

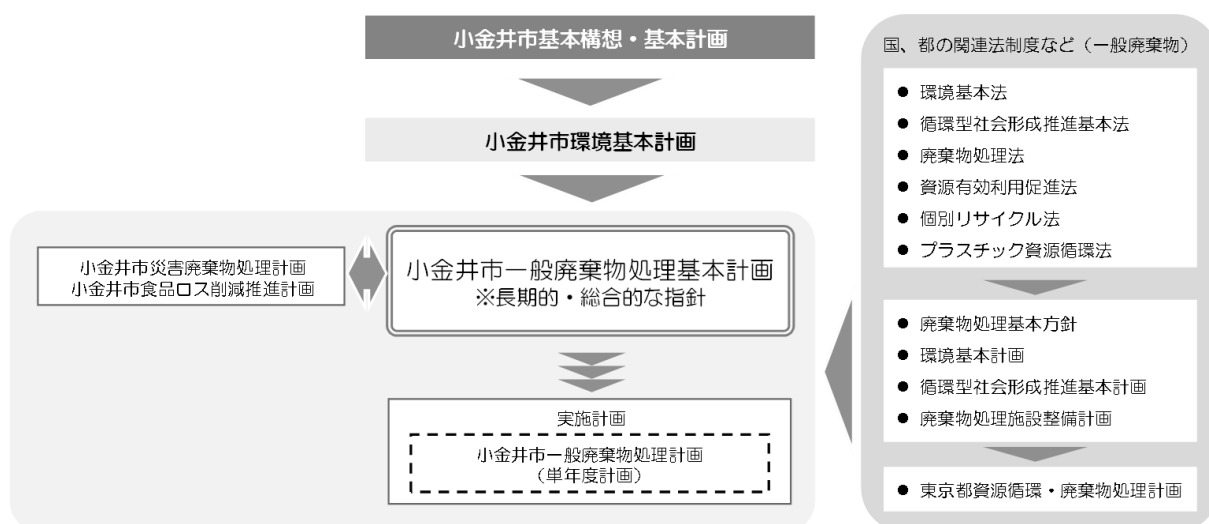


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、令和元年（2019年）度に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）の後期計画期間である令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間の計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

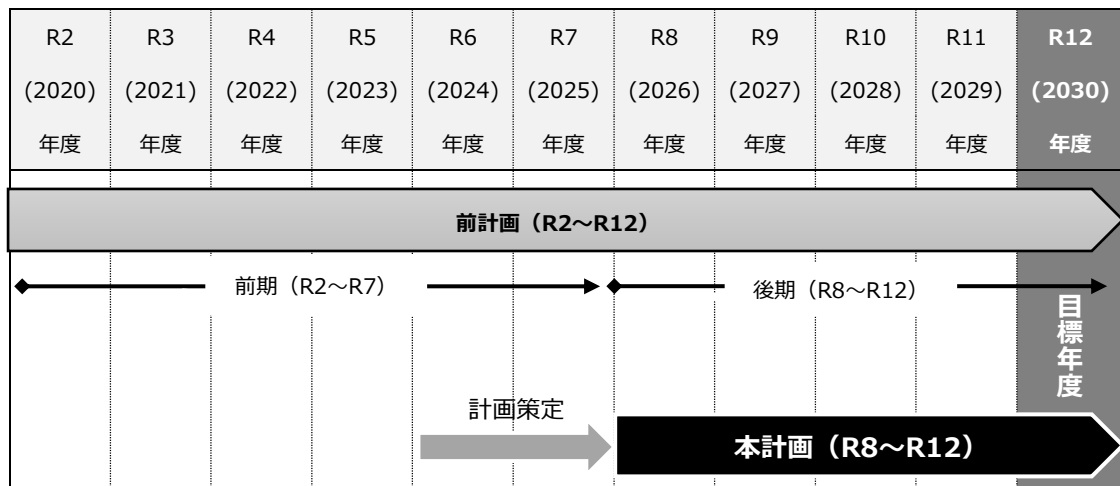


図 1-2 計画期間

第2節 国の動向

(1)SDGsの実現に向けた動き

平成27年（2015年）9月に国連サミットにて「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標、169のターゲットが掲げられました。ごみ処理分野においてもSDGsの実現に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

本市においても、こがねい環境フォーラムや野川環境フィールドワークを開催するなど、環境教育、啓発活動を実施し、SDGsの実現に向けて積極的に取組を進めています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-3 SDGsの17の国際目標

(2)循環型社会の実現に向けた動き

国では令和6年（2024年）度に第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「第五次基本計画」という。）が閣議決定され、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性が示されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、国、地方公共団体、市民、事業者が互いに連携・協働して、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが求められています。

本市においては、ごみを出さないライフスタイルを推進し、「リユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定」、「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」を締結し、不用品を捨てず再利用、再生利用する仕組みを構築するなど、廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいます。

(3)脱炭素に向けた動き

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、令和7年（2025年）4月より改正地球温暖化対策推進法が施行されました。その中で、これまでの新たな地域の創造、国民のライフスタイルの転換などの推進に加え、二国間クレジット制度（JCM）の実施体制を強化したほか、地域共生型再生可能エネルギーの導入拡大に向け、令和3年（2021年）に創設された地域脱炭素化促進事業制度の活用を一層促進するための制度拡充等の措置を講じるとしています。

本市においても令和4年（2022年）1月に「小金井市気候非常事態宣言」において令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。また、令和6年（2024年）7月には「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を締結し、目標実現に向けて、地球温暖化の防止及び防災力の強化に貢献するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

(4)デジタル技術の進展

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」をミッションに掲げ、令和3年（2021年）9月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和4年（2022年）10月に「小金井市DX推進全体方針」を策定し、DX推進の3本の柱の1つとして「デジタル技術を活用した業務効率化の推進」を掲げています。

第2章 本市の現状と課題

第1節 人口動態

本市の人口実績¹は、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて増加傾向にあります。

今後グラフ掲載予定

図 1-4 人口及び外国人の実績の推移（仮）

表 1-1 人口及び外国人の実績の推移と外国人割合（仮）

今後表掲載予定

本市の将来人口は減少に転じる一方、老年人口割合（高齢化率）は更に上昇していくことが予想されています。

今後グラフ掲載予定

図 1-5 将来人口の推移（仮）

¹ 人口・外国人人口：毎年度の住民基本台帳（10月1日時点）

第2節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」、「資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 1-2 戸別収集（回収）

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ		生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）
燃やさないごみ		ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）
プラスチックごみ		プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）
粗大ごみ		家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	< 申込制 > 粗大ごみ処理券
有害ごみ		電池類・蛍光灯（電球型を含む。）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） ※1	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
	ペット ボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	古紙 布	雑誌・本	週1回/委託	雑誌・本 紙ひもで縛る。
		ざつがみ	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込む か、紙袋などにまとめて入れる。
		新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
		シュレッター紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木 雑草類 落ち葉	枝木（長さ1m以内・1本の太さ15cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋 に入れるか、かごなど に入れる。
	生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に 入れる。（一部対象外 あり）

※1 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和7年（2025年）5月1日から実施しています（週1回/委託）。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年（2023年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

表 1-3 拠点回収

分別区分		内容	回数/体制
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/セブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月 1 回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
	コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営

※ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業を令和 7 年（2025 年）5 月 1 日から実施しています（週 1 回/直営・委託）。

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

※ 膨張変形したリチウムイオン電池製品については、小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねいで回収しています。

（2）事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。

なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。

(3)ごみ処理の流れ

家庭系一般廃棄物の戸別収集後の処理の流れと各施設の詳細は以下のとおりです。

1 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設）

令和2年（2020年）4月より稼働し、市内から出る可燃ごみの処理を行っています。

2 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）

令和4年（2022年）8月より稼働し、燃やさないごみ、粗大ごみ、布、ペットボトルキャップ等の資源物の積替・選別等を行っています。

3 資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）

令和7年（2025年）3月より稼働し、プラスチックごみ、有害ごみ、空き缶、びん、スプレー缶、ペットボトル、金属等の資源物の積替・選別・中間処理（破碎・プレス・ペール化）等を行っています。

4 最終処分場（東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設・二ツ塚廃棄物広域処分場）

1にて焼却処理した際に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメント原料としてリサイクルされています。なお、現在、二ツ塚廃棄物広域処分場での埋立処分は行っていません。

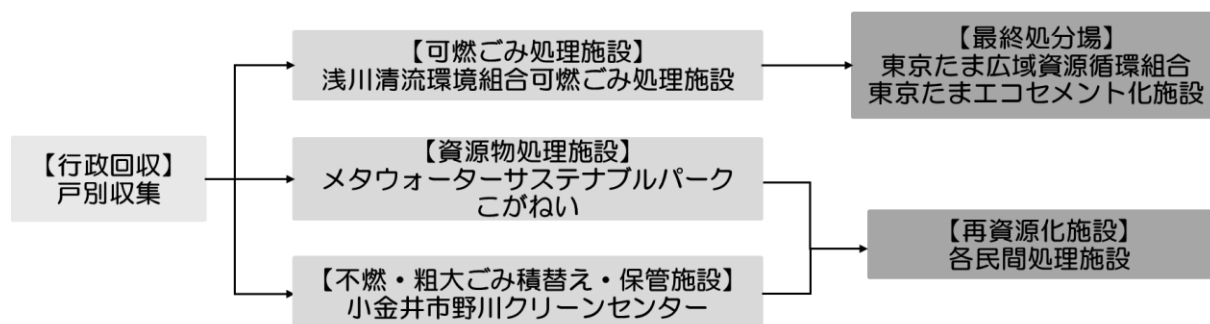


図 1-6 ごみ処理の流れ

2. ごみ排出量

(1)ごみ排出量

ごみ排出量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までほぼ横ばいの傾向にありました。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における家庭系一般廃棄物の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

令和2年（2020年）度以降、事業系一般廃棄物は増加傾向ですが、家庭系一般廃棄物は減少傾向であるため、ごみ排出量は減少していましたが、令和6年（2024年）度は事業系一般廃棄物の増加によりごみ排出量が増加傾向に転じています。

事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）度より浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展によるものと考えられます。

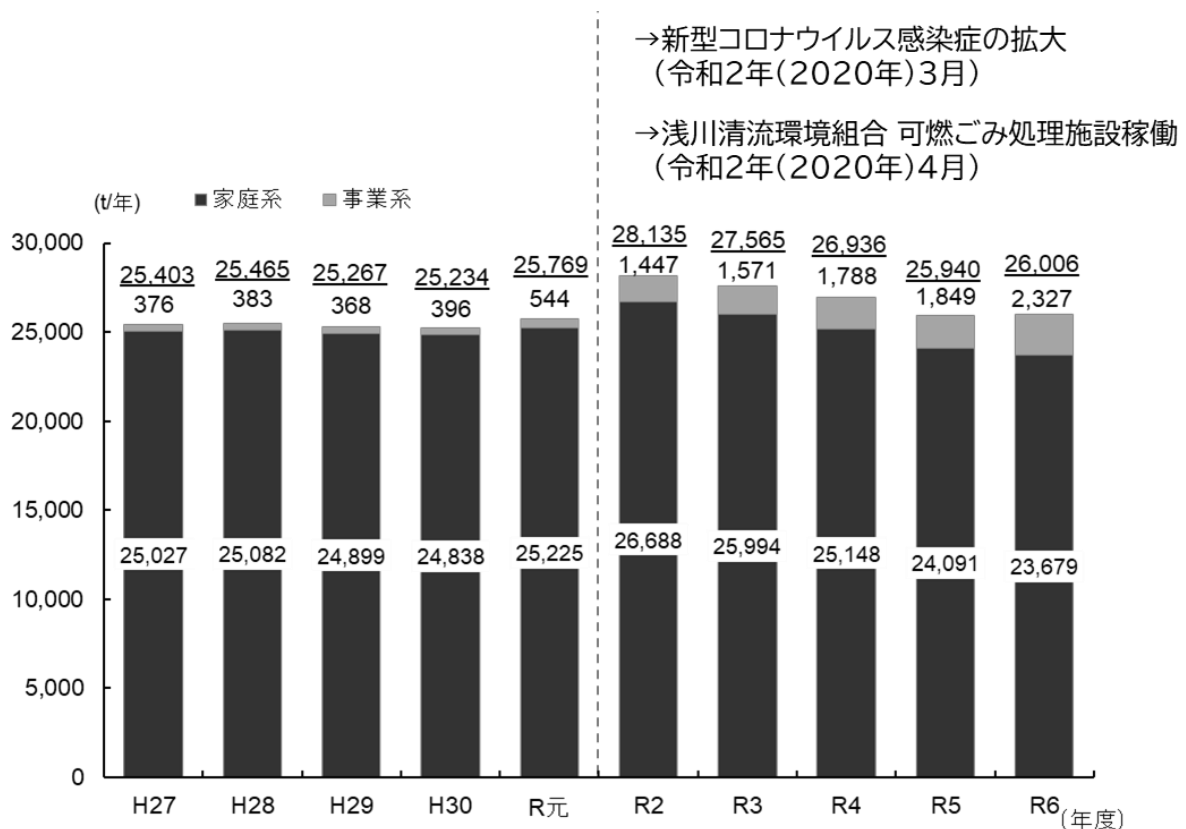


図 1-7 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(家庭系・項目別)

家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物の全ての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向であり、令和4年（2022年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

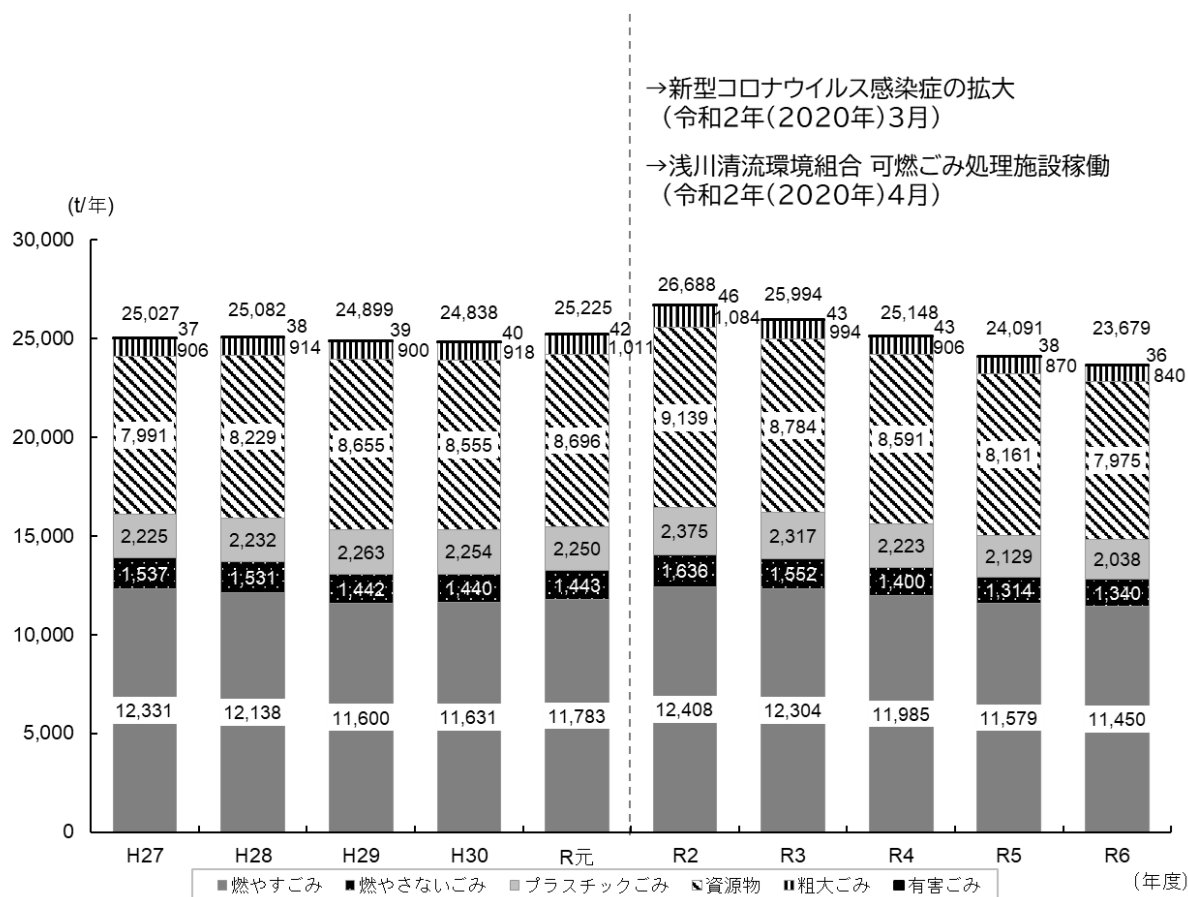


図 1-8 ごみ排出量（家庭系・項目別）の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量

平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度における市民1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系一般廃棄物は減少傾向にあり、事業系一般廃棄物はほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけての家庭系一般廃棄物の増加、令和2年（2020年）度以降の事業系一般廃棄物の増加傾向は、「2. （1）ごみ排出量」における家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の増加と同じ要因によるものと考えられます。

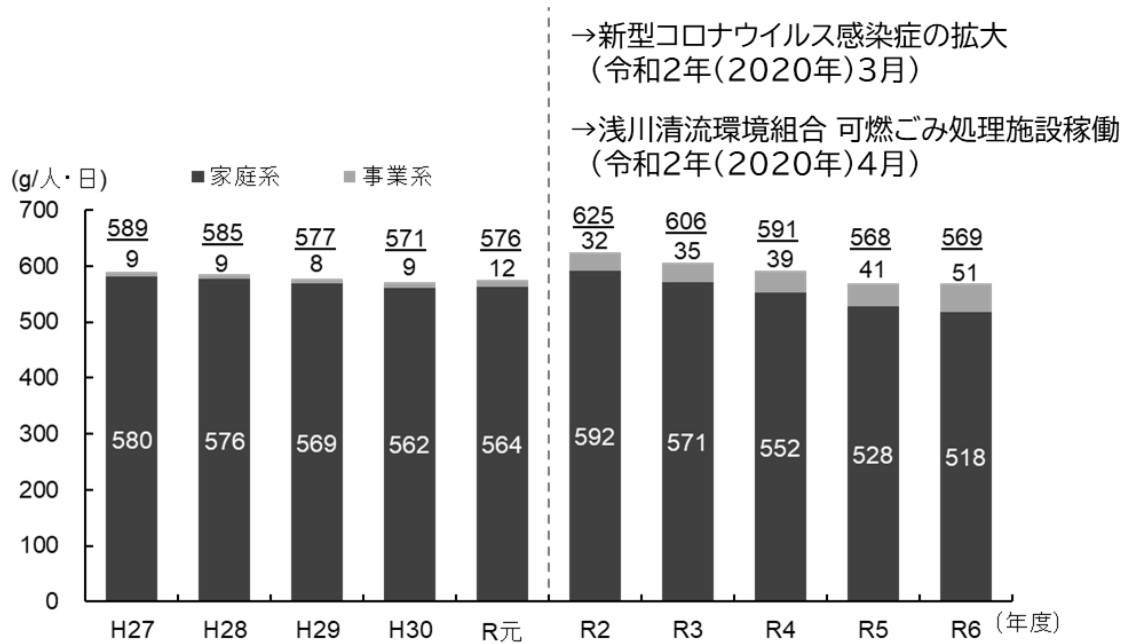


図 1-9 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移²

² 人口は各年10月1日現在（以下同様）

(2)市民1人1日当たりのごみ排出量(家庭系・項目別)の推移

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物の全ての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向であり、令和4年（2022年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

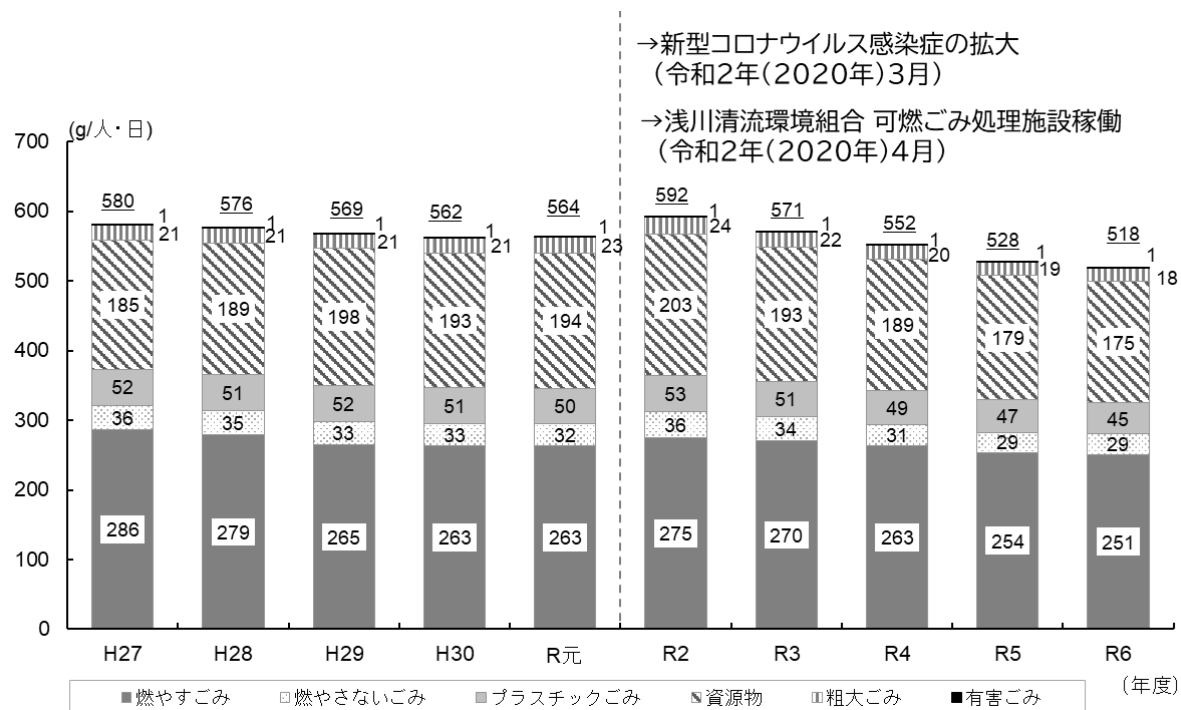


図 1-10 市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系・項目別）の推移

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量

燃やすごみの焼却処理量の傾向は、「2. (1) ごみ排出量」にて示したものと同様です。

令和6年（2024年）度にかけて家庭系燃やすごみの焼却処理量は減少傾向ですが、事業系燃やすごみの焼却処理量は増加傾向となりました。特に令和5年（2023年）度から令和6年（2024年）度にかけての事業系燃やすごみの焼却処理量が大きく増加したため、全体としての燃やすごみの焼却処理量は増加しています。

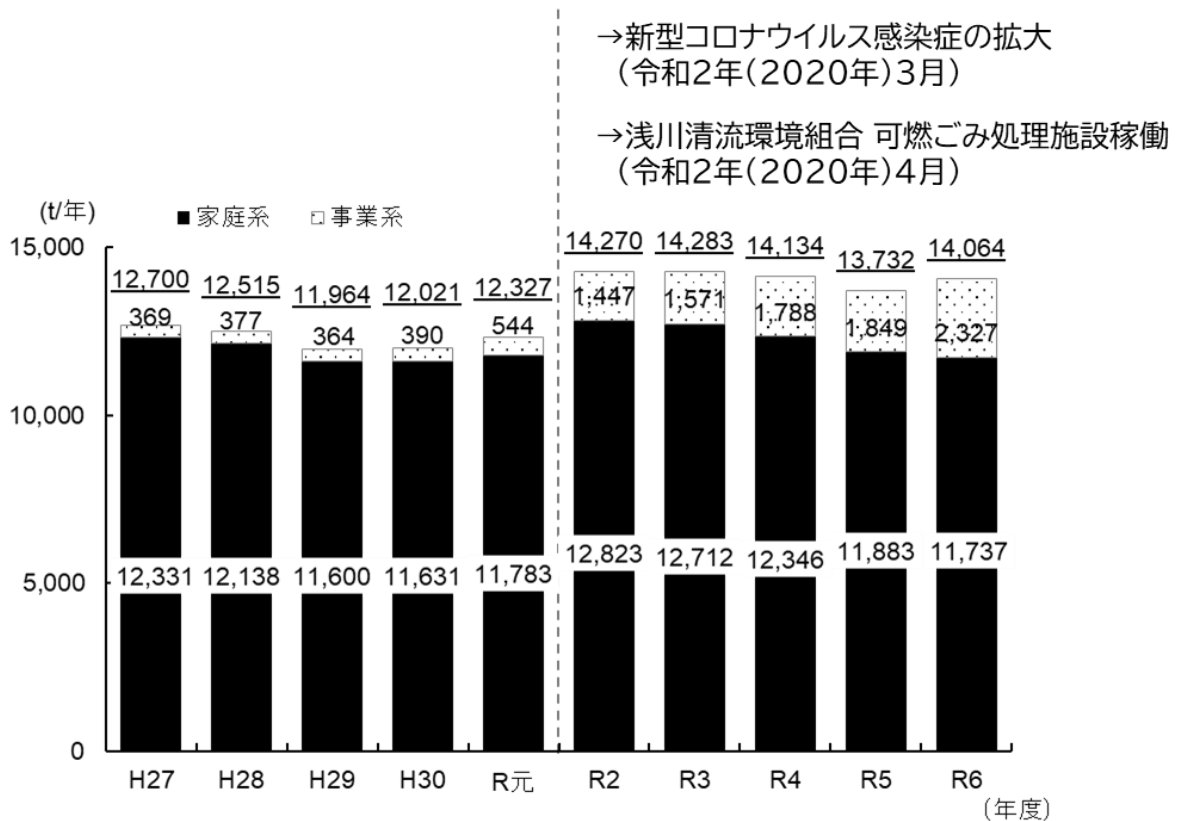


図 1-11 燃やすごみの焼却処理量の推移³

³ ここでの家庭系燃やすごみの焼却処理量には、中間処理後の可燃性残渣、令和2年（2020年）度からは布団を含む。

(2)不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度まで、ほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における燃やさないごみ、プラスチックごみ、不燃系粗大ごみの増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

また、令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度にかけては減少傾向となっています。

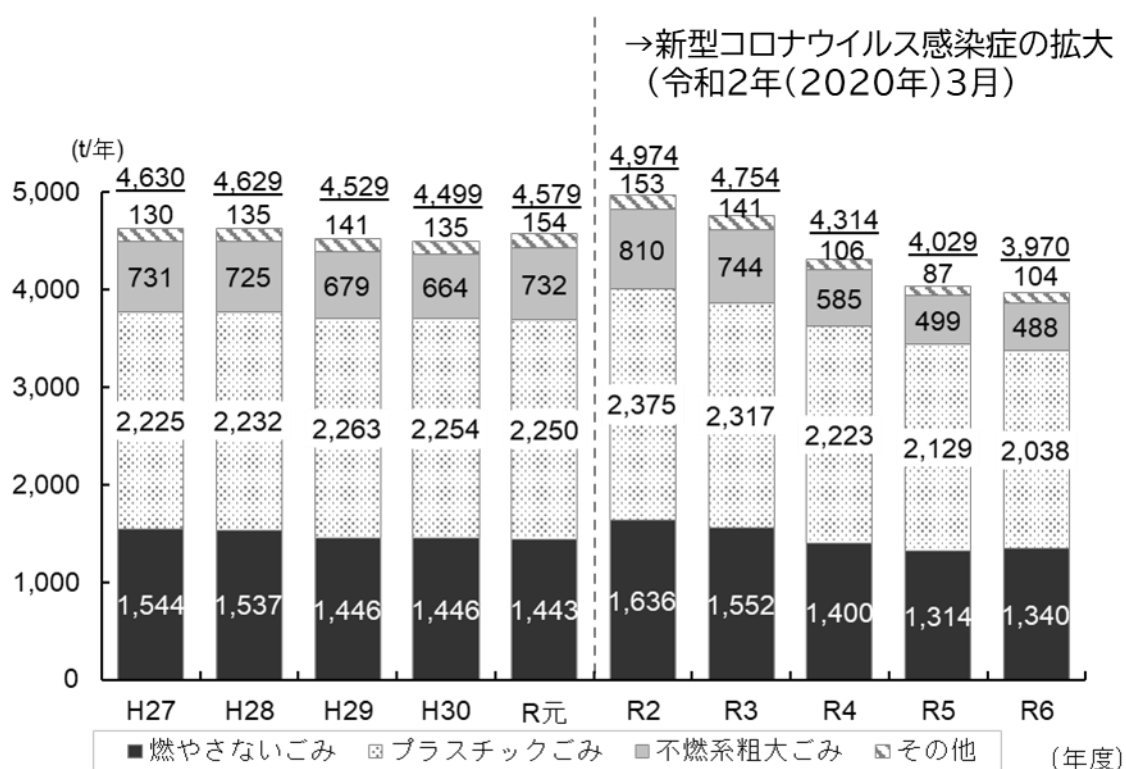


図 1-12 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 総資源化量・総資源化率

(1) 総資源化量・総資源化率

総資源化量及び総資源化率は、平成27年（2015年）度から平成29年（2017年）度まで増加傾向にありましたが、平成29年（2017年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。特に、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、戸別回収分（資源物）の資源化量は増加しているものの、集団回収（資源物）が年々減少していることに加え、家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の排出量が、戸別回収分（資源物）の資源化量よりも増加していることにより、総資源化率は大きく減少しています。

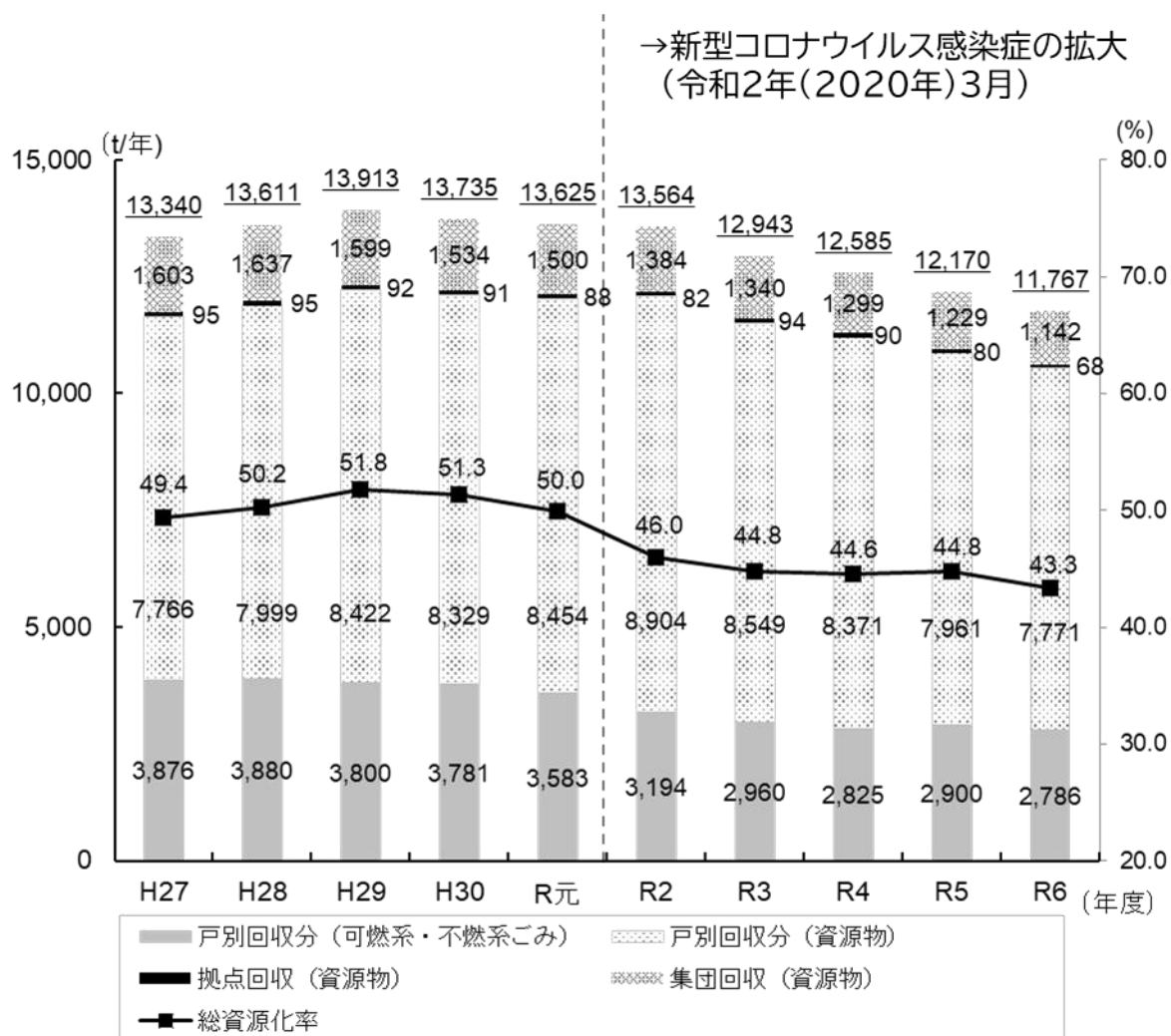


図 1-13 総資源化量・総資源化率⁴の推移

⁴ 総資源化率＝総資源化量（集団回収を含む）÷{ごみ排出量（家庭系＋事業系）＋集団回収}

(2) 戸別回収分(可燃系・不燃系ごみ)の資源化量の内訳

不燃物を除いた資源化量は、平成27年（2015年）度から令和4年（2022年）度にかけて減少傾向にあります。不燃物も令和3年（2021年）度までは減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度にかけて増加傾向を示しています。これは令和4年（2022年）度からの野川クリーンセンターの稼働に伴う、民間施設への搬出先の変更によるものと考えられます。なお、令和6年（2024年）度の不燃物は前年度に比べ減少しています。

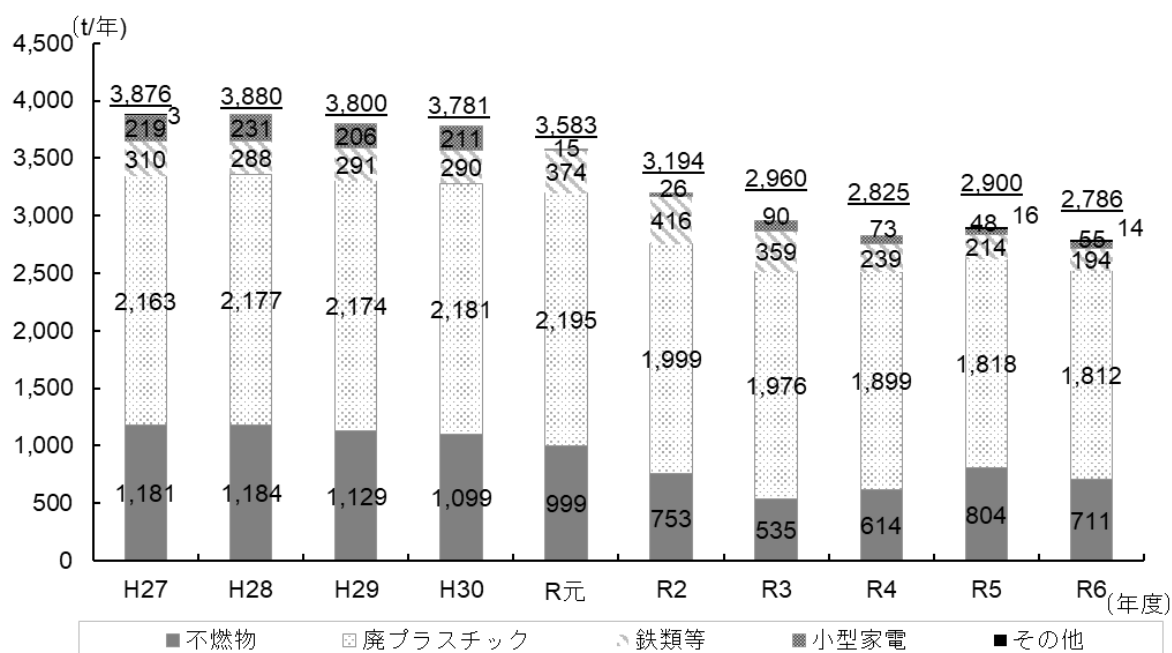


図 1-14 戸別回収分（可燃系・不燃系ごみ）の資源化量の内訳の推移

(3) 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳

「5. (1) 総資源化量・総資源化率」で示したとおり、戸別回収分(資源物)の資源化量は、平成27年(2015年)度から令和2年(2020年)度にかけて増加傾向にあります。

特に、令和元年(2019年)度から令和2年(2020年)度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、新聞や雑誌等は減少し、段ボール、布、缶類、金属、びん類、ペットボトル、剪定枝が増加しています。令和2年(2020年)度以降は減少傾向にあります。

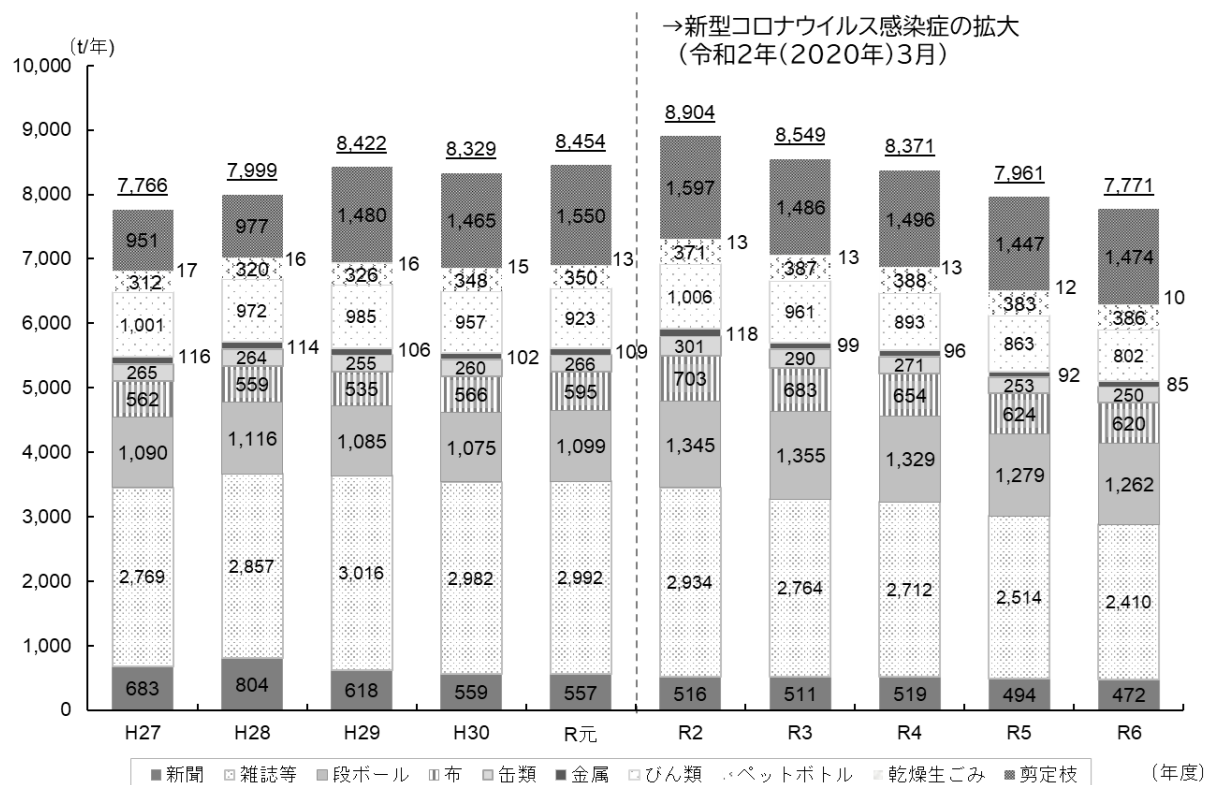


図 1-15 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳の推移

(4) 集団回収量の内訳

集団回収量は平成28年（2016年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて新聞は半分以下に減少しています。

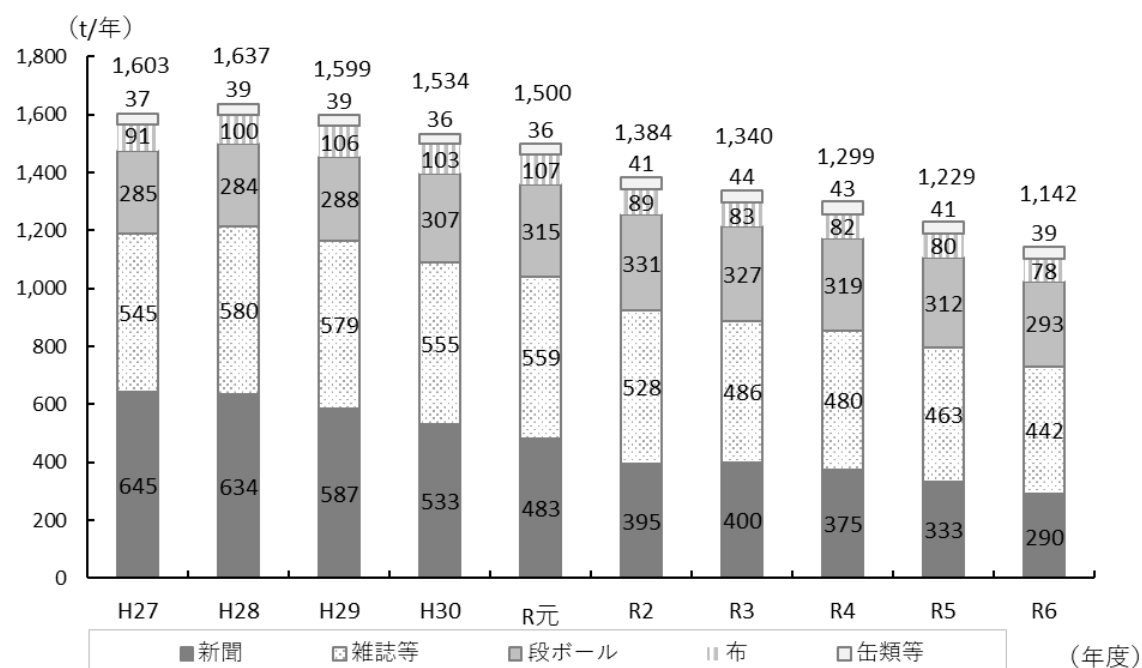


図 1-16 集団回収量の内訳の推移

6. 集団回収の実施団体登録数

集団回収の実施団体登録者数は、町会・自治会の存続や廃止等により入れ替わりがあるものの、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

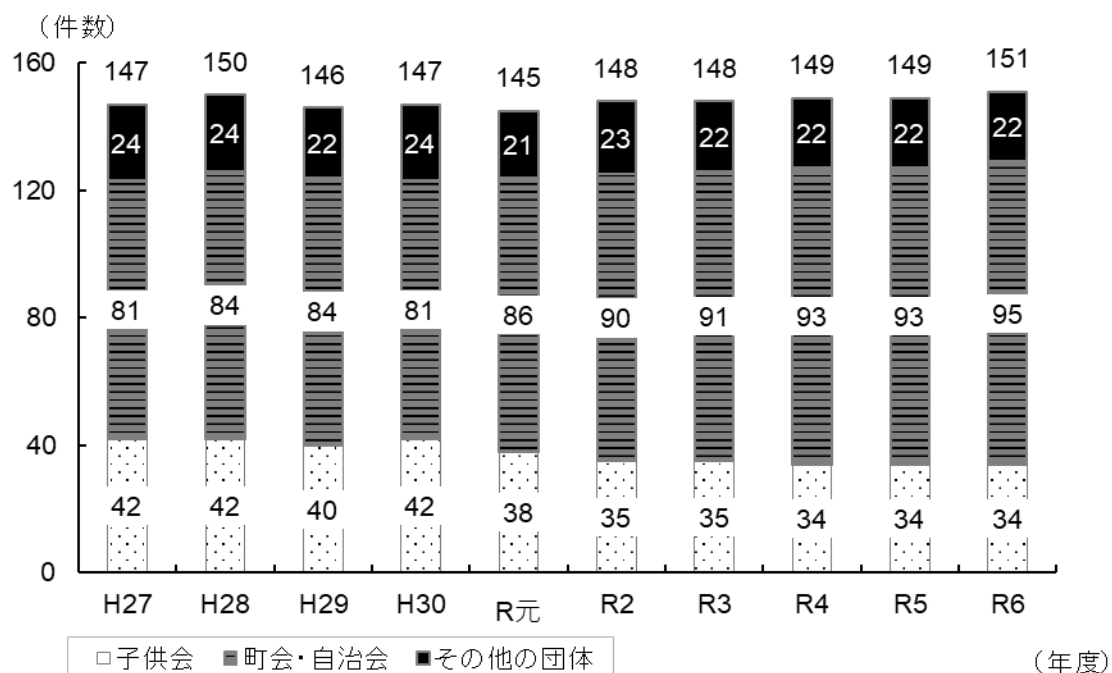


図 1-17 集団回収の実施団体登録数の推移

7. 埋立処分量・焼却灰発生量

発生した焼却灰は、平成18年（2006年）度から稼働している東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設で全量をリサイクルしていること、不燃残さについても民間の資源化施設でリサイクルを開始したことから、埋立処分量は平成28年（2016年）度以降ゼロとなっています。

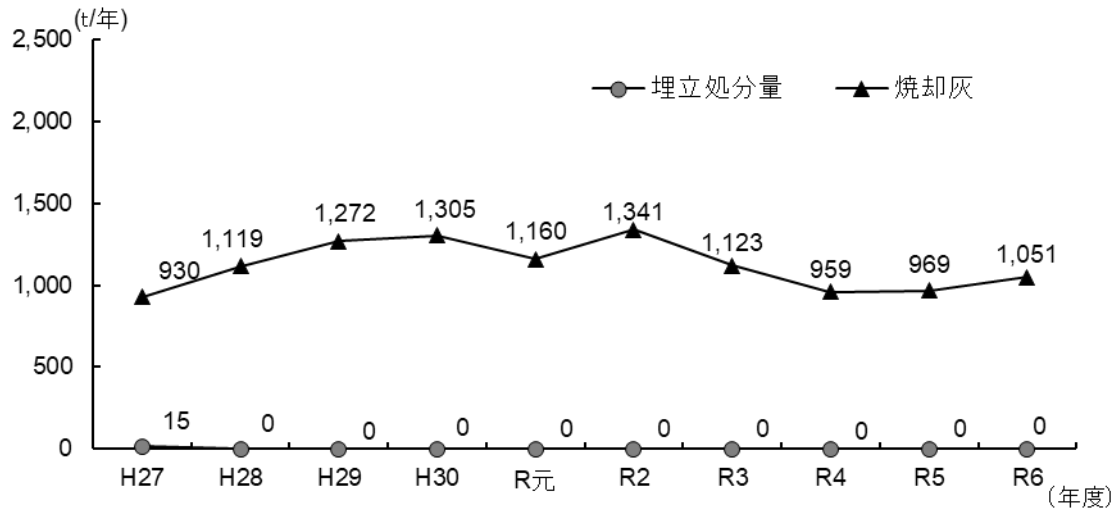


図 1-18 埋立処分量・焼却灰発生量の推移

8. ごみ処理施設の状況

地域内のごみ処理施設の現況を以下に示します。令和2年（2020年）3月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が竣工し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始しました。また、小金井市野川クリーンセンターが令和4年（2022年）7月に竣工し、令和7年（2025年）3月にはメタウォーターサステナブルパークこがねいも竣工しました。

前計画策定時
（令和2年3月時点）



現在
（令和8年3月時点）

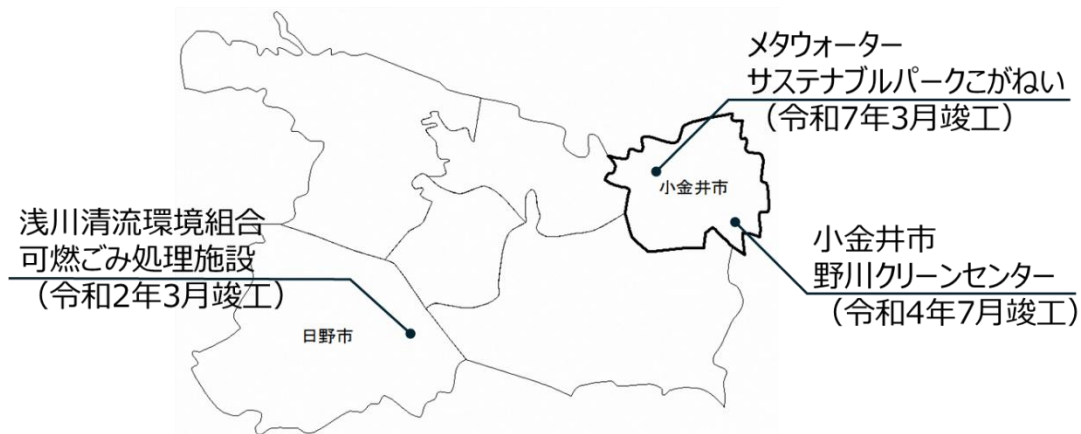


図 1-19 地域内の施設の現況

9. その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和5年（2023年）度調査結果）」によると、本市の1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）は595.2gであり、人口10万人以上50万人未満の市町村において第3位という結果となっています。また、リサイクル率（集団回収を含む）は44.8%であり、同市町村において第4位という結果となっています。

(2) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働を開始した令和2年（2020年）度は可燃ごみ処理に係る費用の低減を受けて低下しましたが、令和3年（2021年）度以降は市内清掃関連施設整備事業に要する支出増に伴い、再び上昇しました。継続的に多摩地域の平均値を上回っており、高い水準となっています。

表 1-4 年間ごみ処理経費の推移

			H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
小金井市	清掃費	千円	3,200,678	3,255,726	3,120,194	3,151,684	3,387,073	2,673,512	3,210,330	3,403,138	3,897,901
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	27,159	27,304	26,005	26,011	27,702	21,661	25,756	27,259	31,253
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	118,517	120,129	116,139	117,741	124,210	90,569	111,065	120,529	143,469
多摩地域	清掃費	千円	77,686,044	77,954,304	74,442,170	81,689,150	82,500,384	84,339,142	99,479,095	85,718,186	79,887,658
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	18,579	18,559	17,661	19,323	19,462	19,871	23,406	20,163	18,810
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	66,355	68,032	66,015	72,912	73,223	73,791	88,988	78,531	75,741

出典）清掃費：各年の地方財政状況調査
多摩地域のごみ処理経費：各年の「多摩地域ごみ実態調査」のごみ量・人口を用いて算出

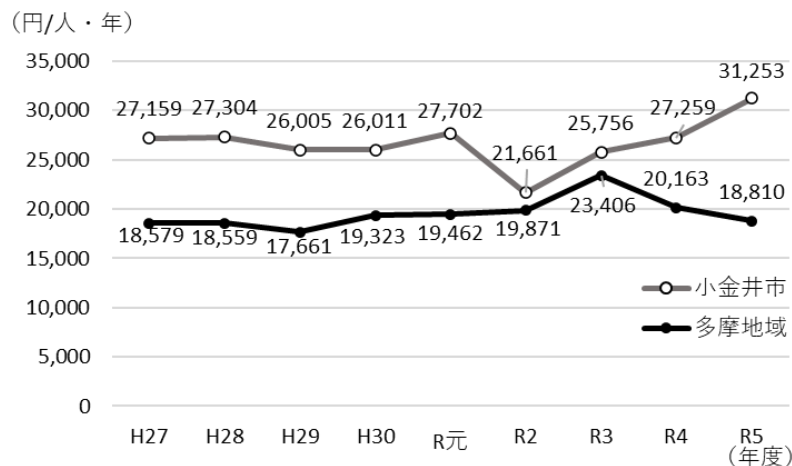


図 1-20 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

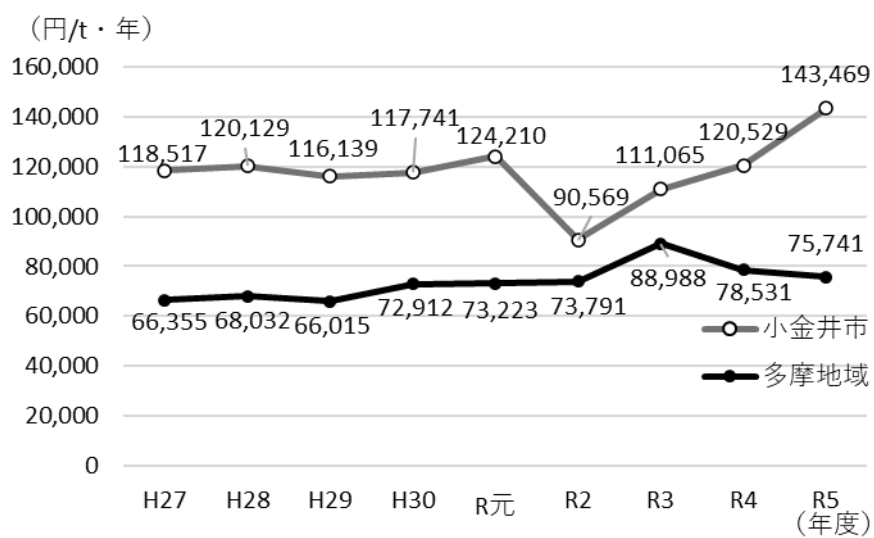


図 1-21 年間ごみ処理経費 (1t 当たり) の推移

(3)国、都の目標値との比較

1)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(国の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和12年（2030年）度目標値は約478g/人・日です。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は344g/人・日⁵であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

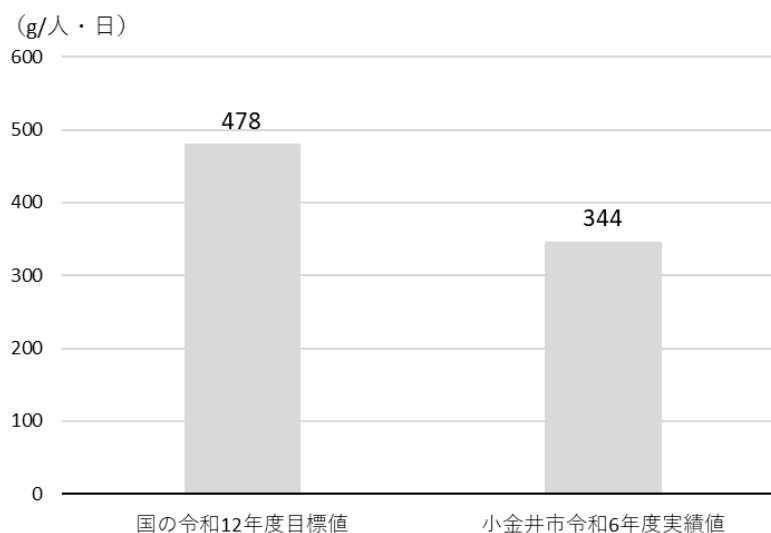


図 1-22 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の比較

2)1人1日当たりのごみ焼却量(国の目標値との比較)

第五次基本計画における1人1日当たりごみ焼却量の令和12年（2030年）度目標値は約580gです。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は302gであり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

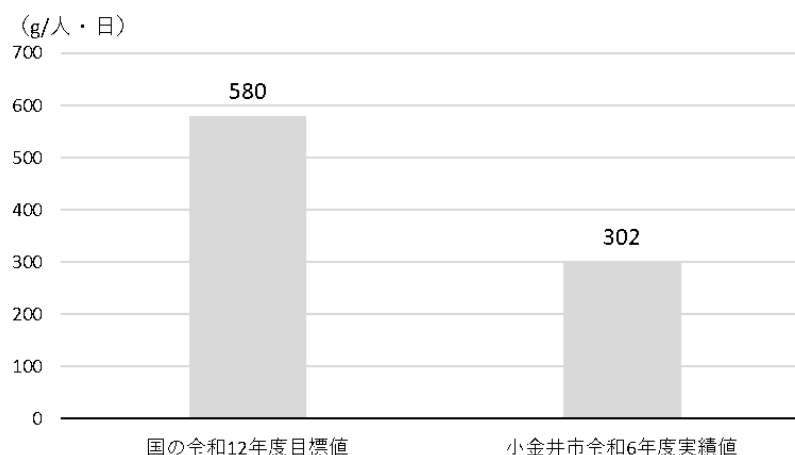


図 1-23 1人1日当たりのごみ焼却量の比較

⁵ 資源物を除く1人1日当たりのごみ排出量

3)一般廃棄物の総資源化率(国・都の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における一般廃棄物の出口側循環利用率（＝総資源化率）の令和12年（2030年）度目標値（国の目標値）は約26.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年（2024年）度実績値は43.3%であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

東京都資源循環・廃棄物処理計画における一般廃棄物の再生利用率（＝総資源化率）の令和12年（2030年）度目標値（都の目標値）は37.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年（2024年）度実績値は43.3%であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

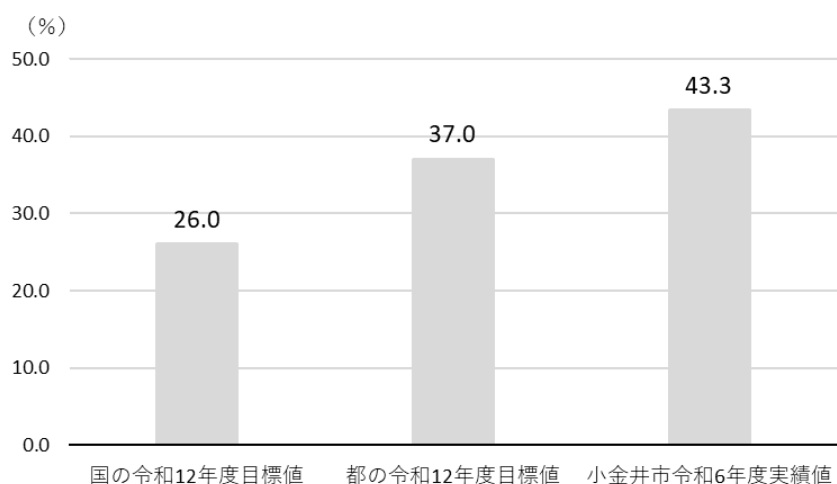


図 1-24 一般廃棄物の総資源化率の比較

第3節 前計画における目標値と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は、前計画における令和6年（2024年）度の目標値が356g/人・日であるのに対し、令和6年（2024年）度実績値が344g/人・日であり、目標値を達成しています。

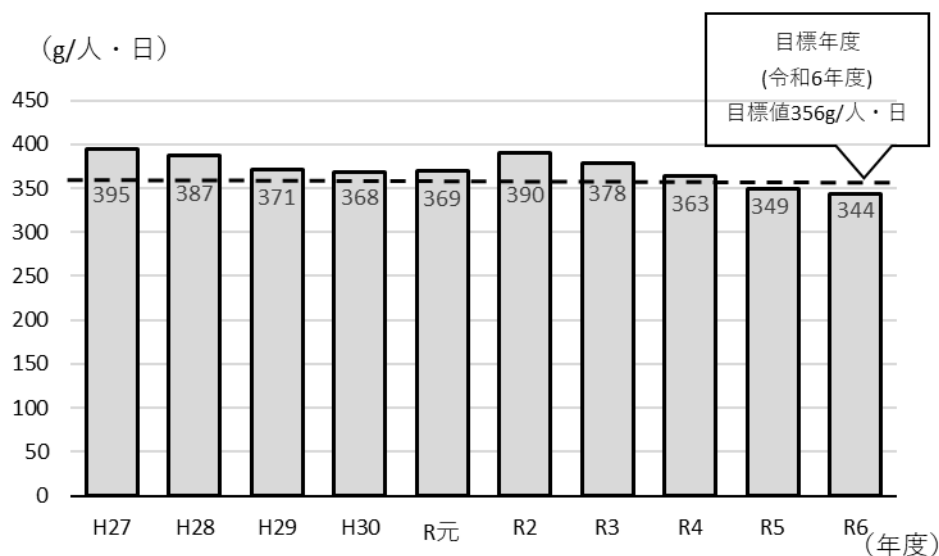


図 1-25 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量の目標値と実績値の推移

※ここでの家庭系一般廃棄物排出量とは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成28年（2016年）度以降、ゼロを継続しており目標を達成しています。

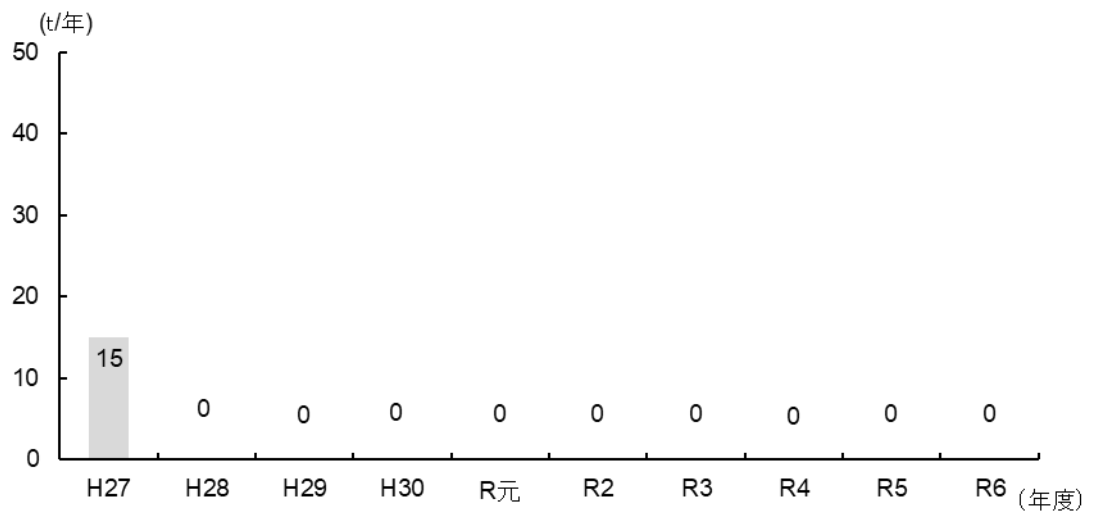


図 1-26 埋立処分量の推移

第4節 本市の抱える主な課題

1. ごみ量実績・処理経費からの課題

(1) 家庭系一般廃棄物の削減

家庭系一般廃棄物については、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等により増加しましたが、直近では令和元年（2019年）度の水準以下に戻っています。家庭系一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量はともに減少傾向ではありますが、新たに、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことも鑑み、更なるごみ減量に取り組む必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物の削減

事業系一般廃棄物については、排出量が増加してきています。事業所におけるごみの発生抑制と資源化の推進により、燃やすごみとして処理される量の削減を図る必要があります。

(3) 処理経費を考慮した取組の推進

本市の年間ごみ処理経費（1人当たり及び1 t 当たり）は、多摩地域の平均値を上回っていることから、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

2. アンケート調査結果からの課題

(1) ごみについての関心度・分別の徹底状況

ごみについての関心は、どの年代においても高い傾向にあり、特に「ごみの分別の種類やしき方」、「ごみの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）」についての関心が高い傾向にあります。

また、徹底している人又は徹底を心掛けている人の割合の合計が9割以上であることから、ごみの分別に対する意識は高いと捉えられる一方、徹底を心掛けているが分からないものは混せて出している人の割合が4割程度であるため、分別の種類についての周知が十分でない可能性があります。ごみの分別を徹底している人の割合が居住年数5年未満でやや低い状況であるため、転入者への分別方法の周知等、啓発の強化が必要です。

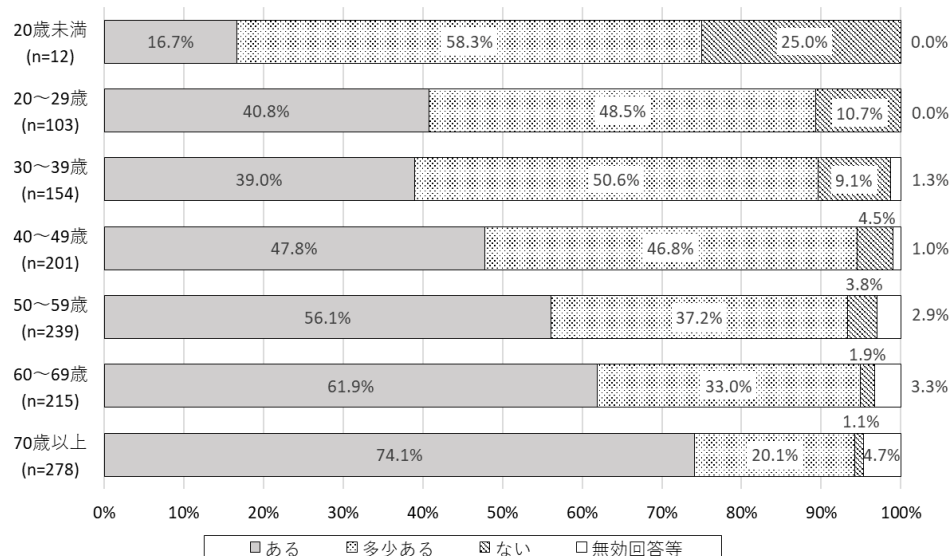


図 1-27 ごみに関する関心の有無【市民】

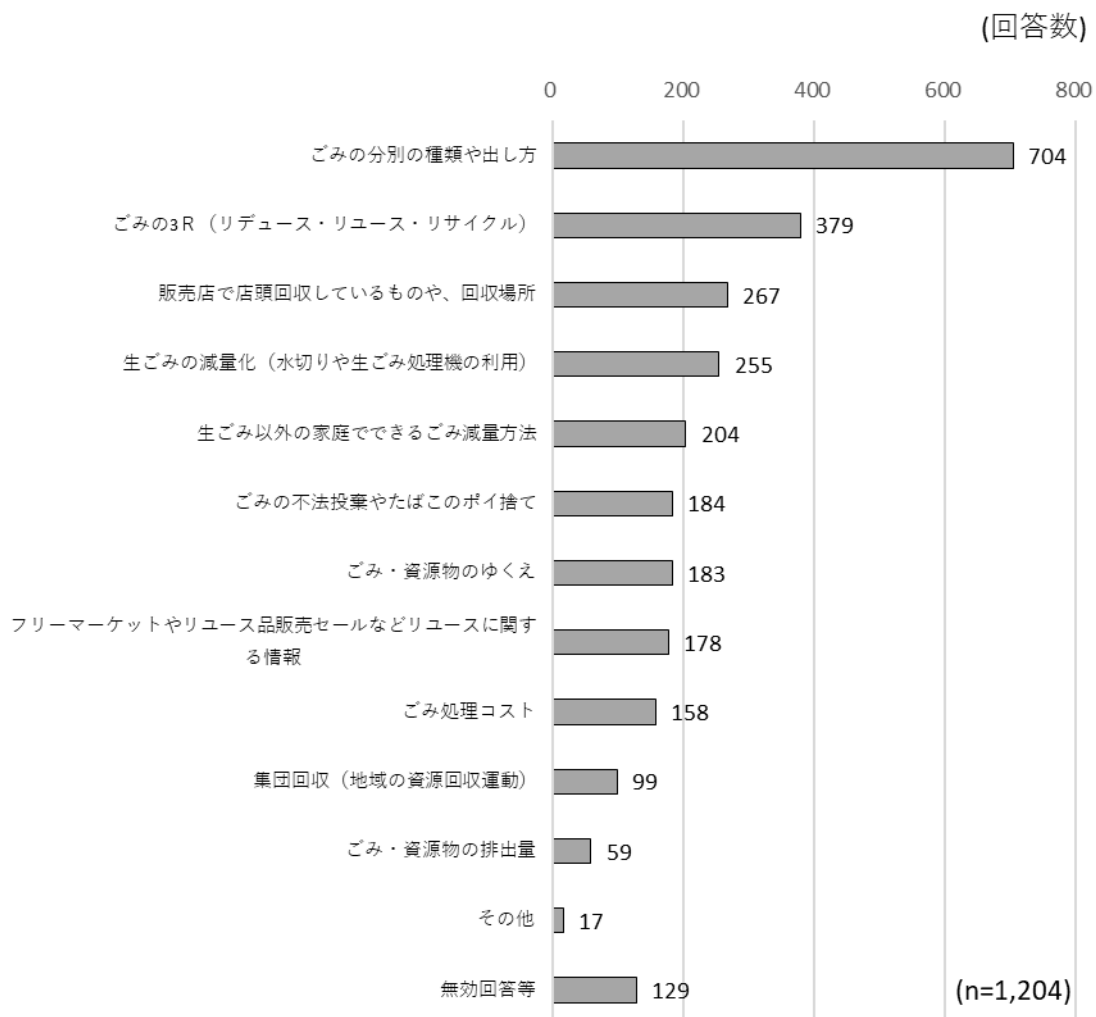


図 1-28 ごみに関する興味内容【市民】

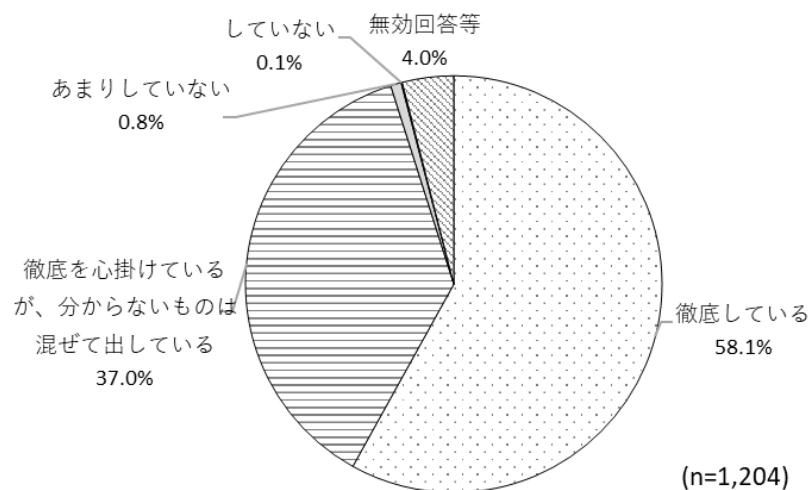


図 1-29 分別実施状況【市民】

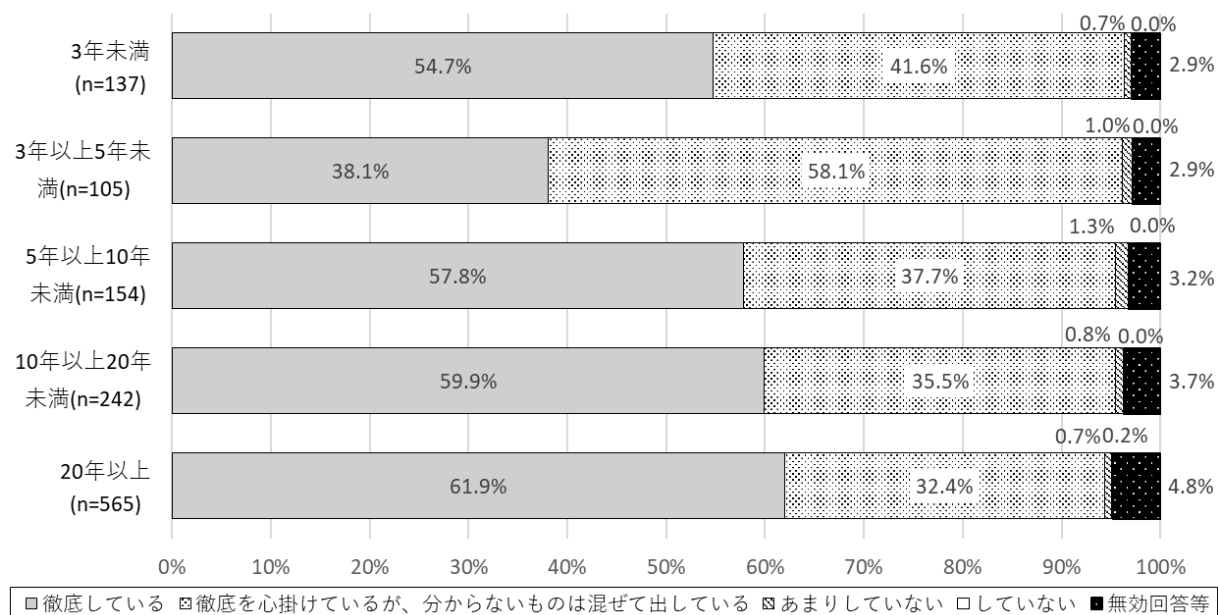


図 1-30 分別実施状況【市民・居住年数別】

(2)情報源・市民や事業者が求める施策

大半の市民及び事業所がごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引きからごみに関する情報を得ている状況です。市報やごみ分別アプリ、ホームページを活用している市民も一定数いる状況であり、居住年数別にみると、ごみ分別アプリは居住年数が比較的短い市民の利用率が高い傾向にあります。DX化、ペーパーレス化等の観点からは、ごみ分別アプリやホームページの情報を拡充することが必要ですが、比較的年齢の低い市民に多く利用されているこれらの情報媒体のみならず、年齢が高いほど利用率が高い傾向にあるごみ分別の手引きや市報、全世代に行き届きやすいごみ・リサイクルカレンダーでの分別周知徹底も必要です。

なお、市民からは、ごみの分別をさらに徹底するための啓発、ごみをさらに減量するための啓発、ごみやリサイクルに関する情報発信の充実を求める声が多いため、市のごみに関する情報（周知・広報したい情報）をごみ・リサイクルカレンダーに集約することで、情報を広く浸透させることができる可能性があります。

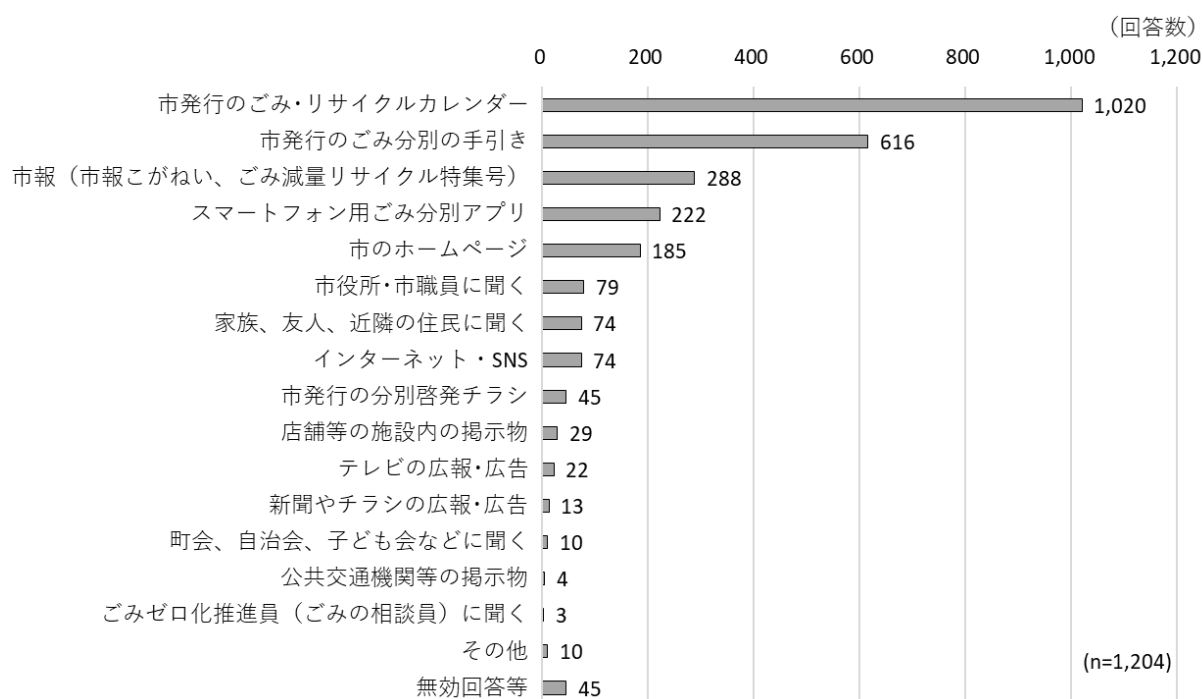


図 1-31 ごみに関する情報源【市民】

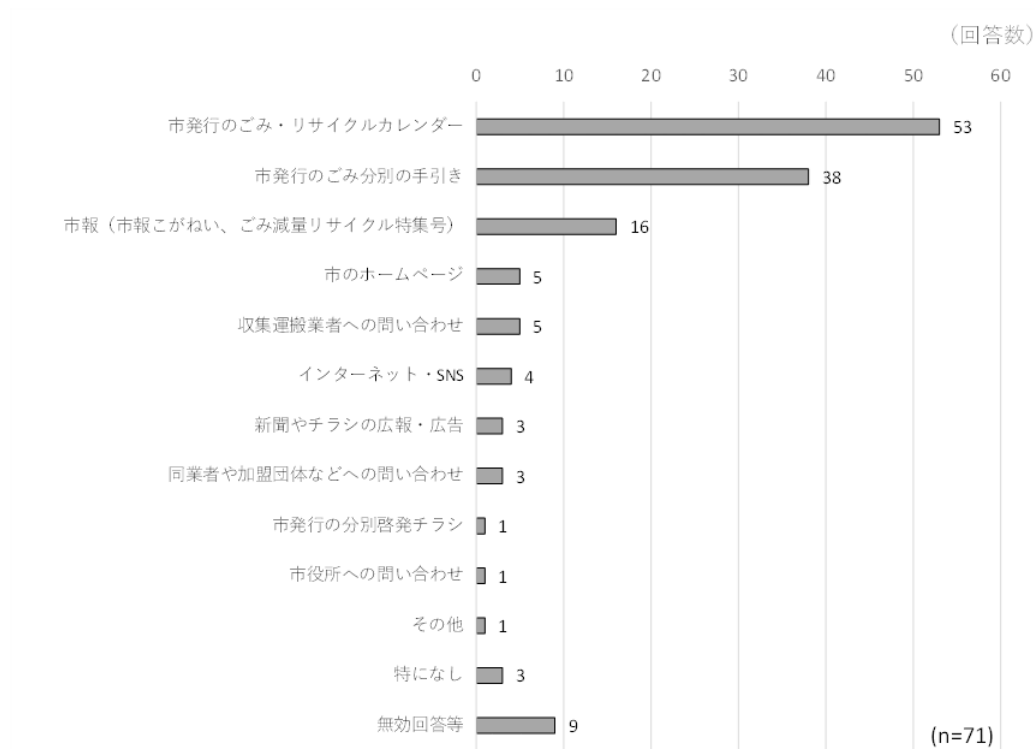


図 1-32 ごみに関する情報源【事業所】

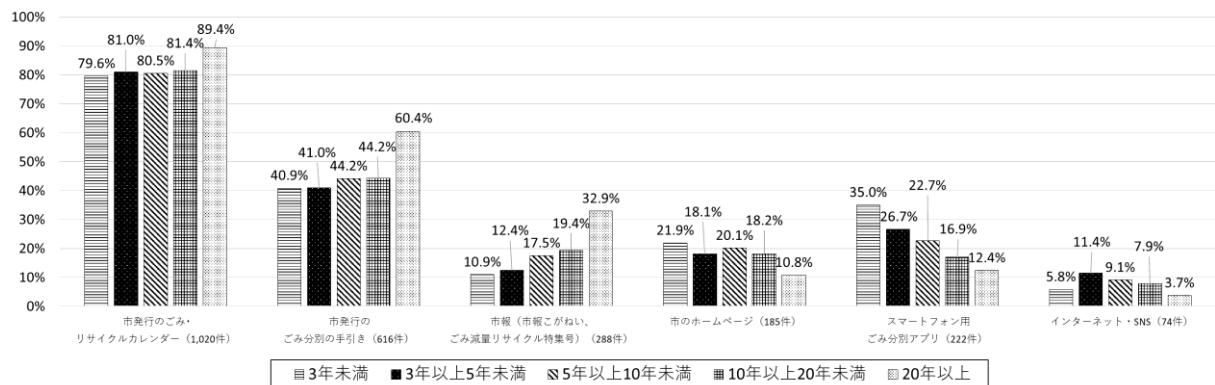


図 1-33 ごみに関する情報源【市民・居住年数別】

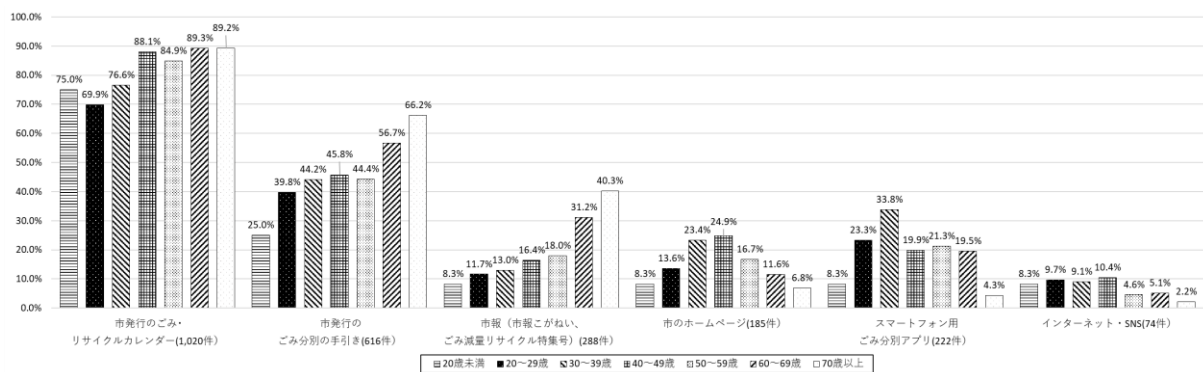


図 1-34 ごみに関する情報源【市民・年齢別】

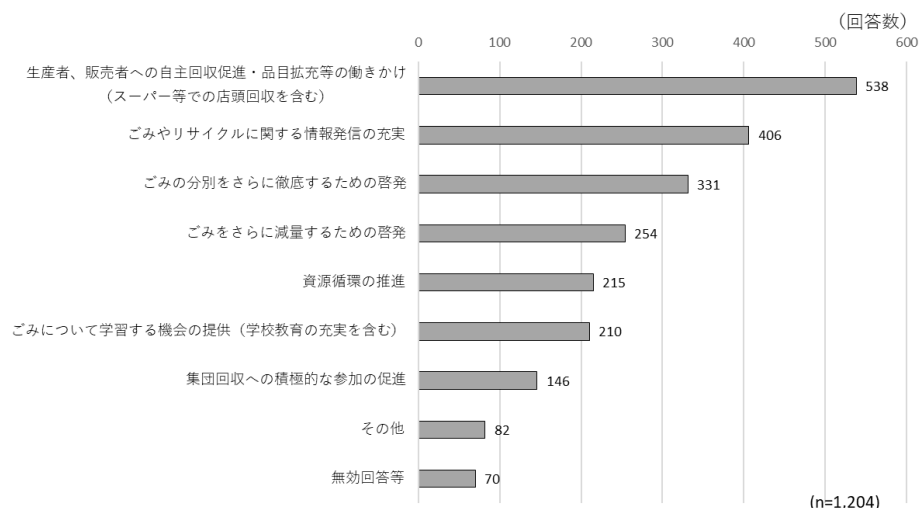


図 1-35 市民が求めている施策【市民】

(3) 施策・取組の認知度

市の取組の認知度・利用度については、ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引き等、紙媒体の情報共有については高いものの、マイボトル専用給水機の設置、小金井市が行っているリユース事業（ゆづる輪）、ごみゼロ化推進員制度、希望者への講習会開催、ごみ減量啓発アニメーション制作・公開等は、低い状況です。そのため、効果的でありPRしていくべき取組については、更なる周知徹底を図る必要があります。

資源物の集団回収について世帯構成別では、単身世帯・若年層の認知度が低い傾向です。拠点回収については、世帯によっては発生しないことも考えられますが、コンタクトレンズの空ケースや使用済みステンレス製ボトル、生ごみ乾燥物、廃食油を活用したことがない市民が特に多い状況です。また、食品トレイ、紙パック、ペットボトルについては活用したことがある市民が多いですが、世帯構成別にみると単身世帯ではその割合が低く、代わりに知っているが利用・活用したことがない割合が多い状況です。更に、年齢別にみると食品トレイについて、若年層で割合が低い状況です。これらは生活スタイルの違いに起因する可能性があります、特に若年層や単身世帯向けの利用しやすさを向上させる取組が必要です。

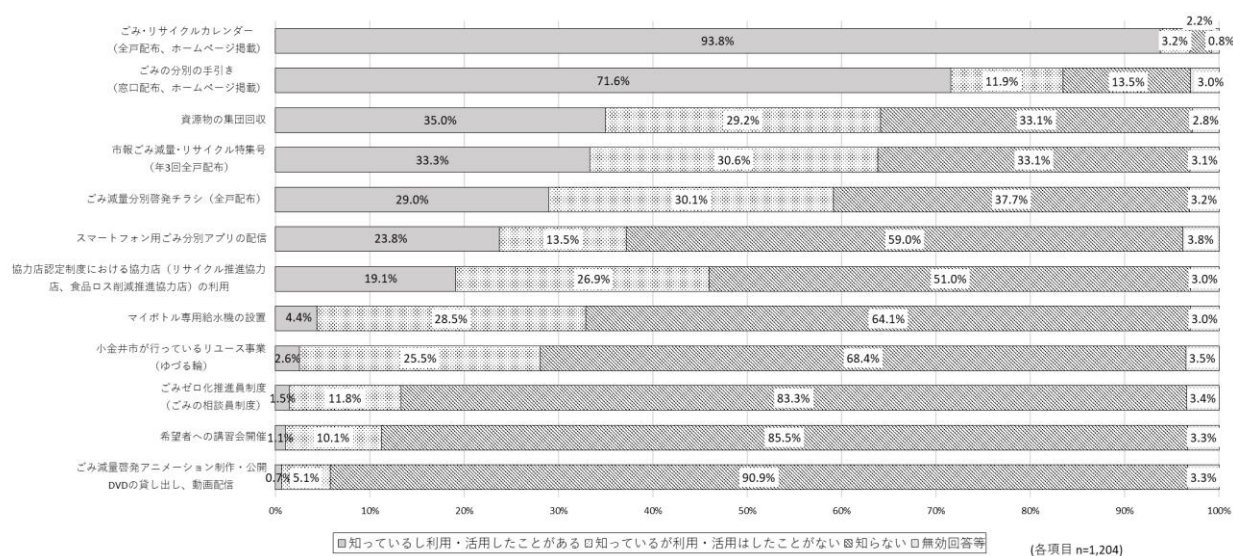


図 1-36 市の取組の認知度・利用度【市民】

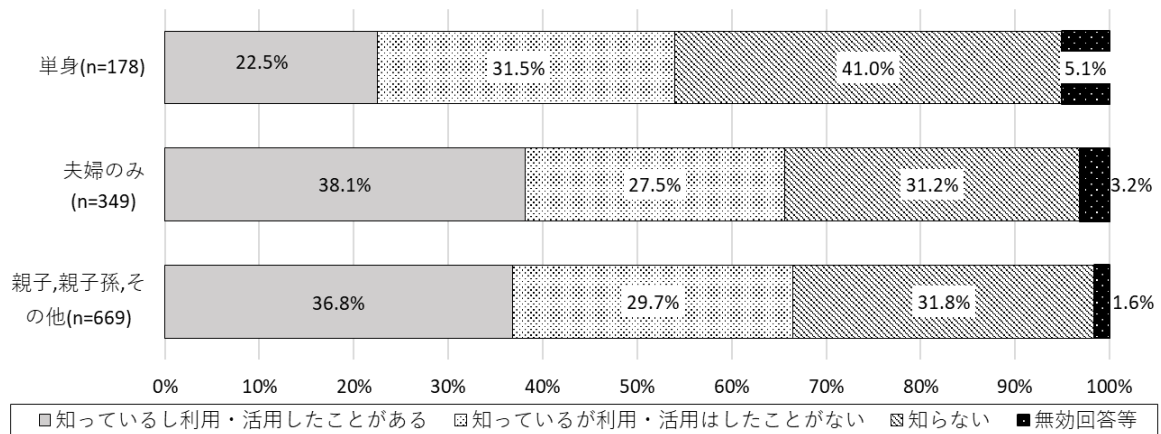


図 1-37 資源物の集団回収の認知度【市民・世帯構成別】

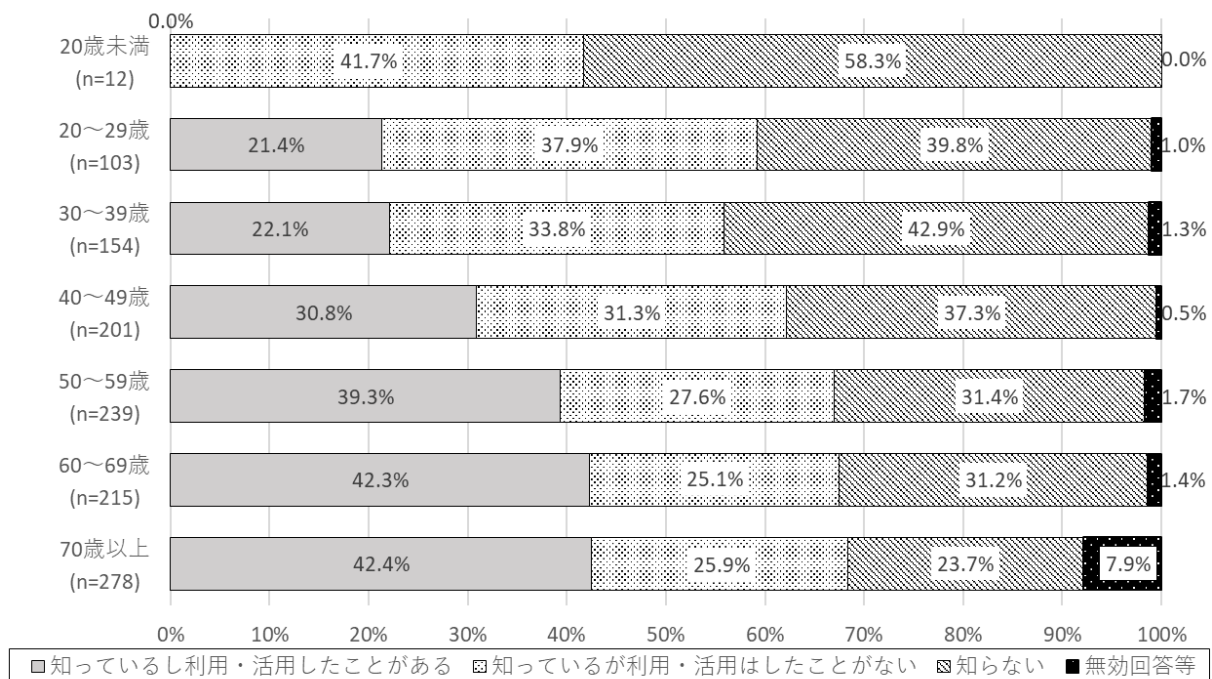


図 1-38 資源物の集団回収の認知度【市民・年齢別】

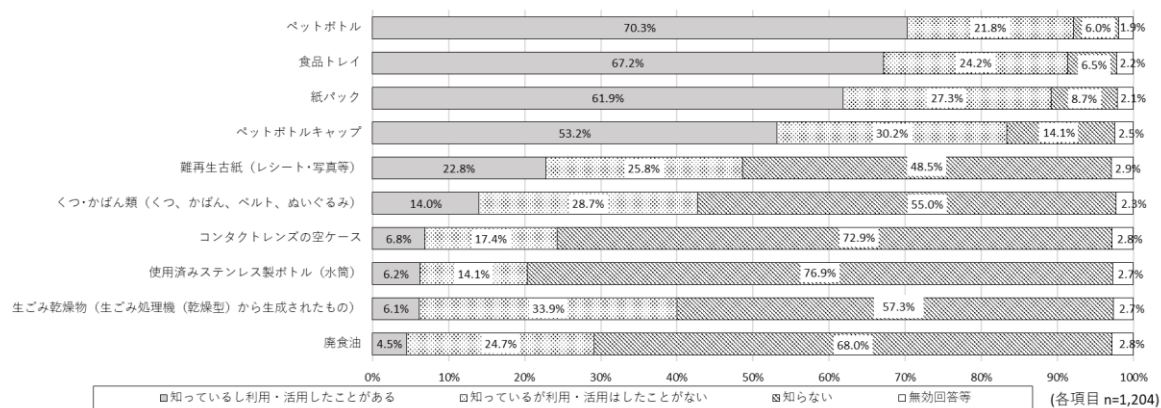


図 1-39 拠点回収の認知度【市民】

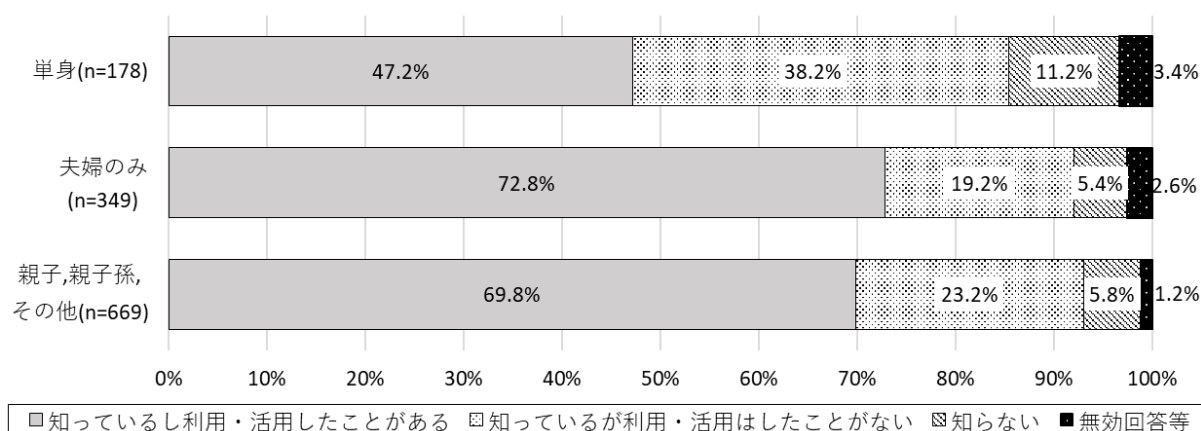


図 1-40 拠点回収の認知度（食品トレイ）【市民・世帯構成別】

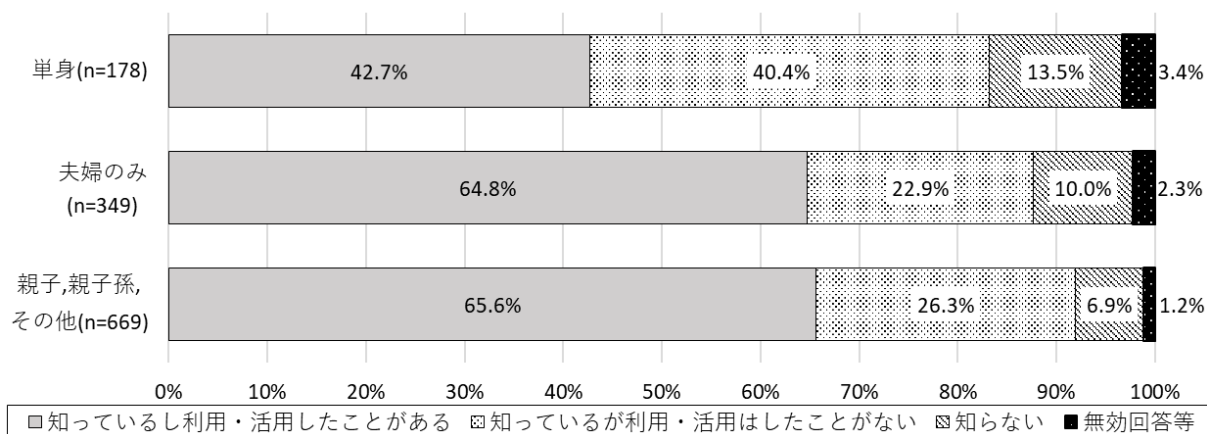


図 1-41 拠点回収の認知度（紙パック）【市民・世帯構成別】

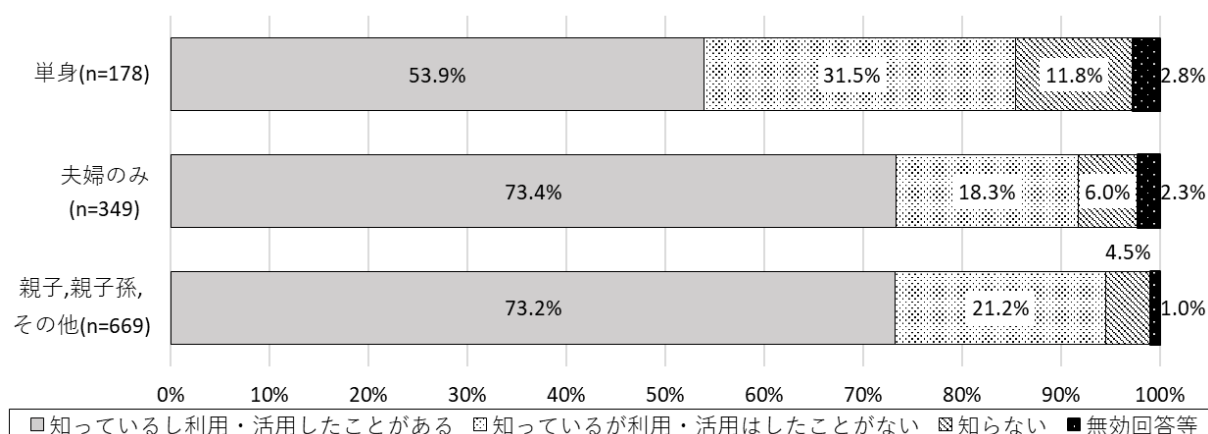


図 1-42 拠点回収の認知度（ペットボトル）【市民・世帯構成別】

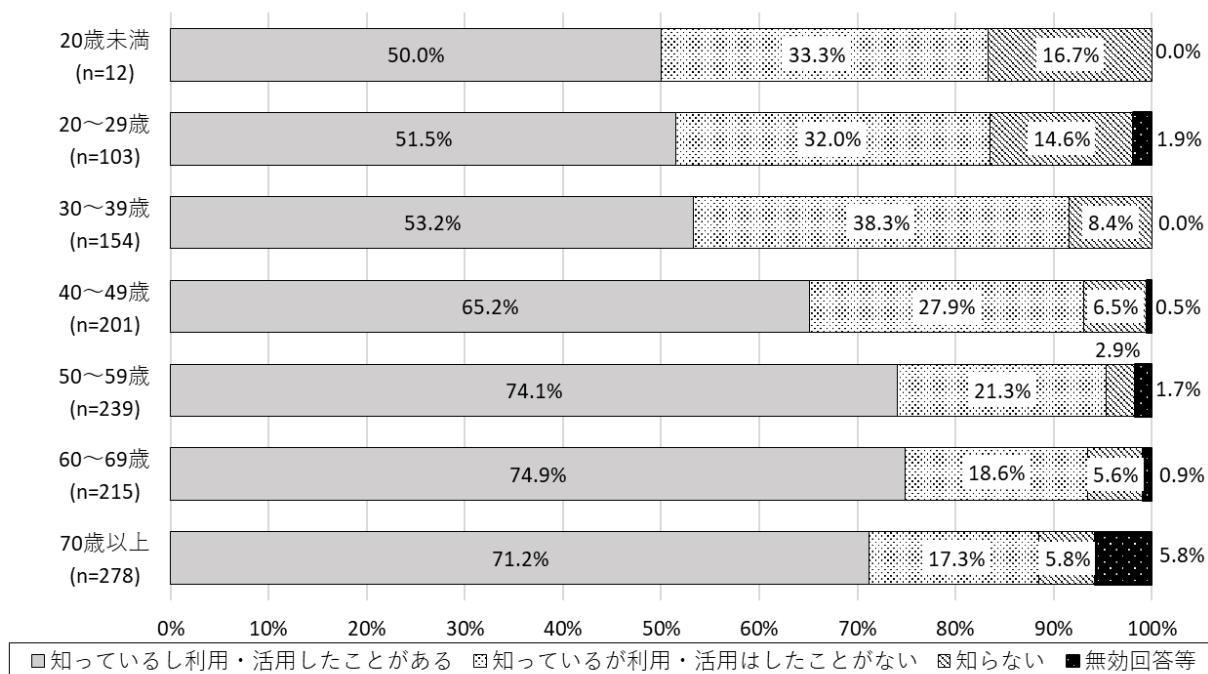


図 1-43 拠点回収の認知度（食品トレイ）【市民・年齢別】

(4)生ごみ・食品ロス

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は6割程度であるのに対し、生ごみ減量化処理機器を利用・活用したことがある人の割合は1割程度に留まっており、補助制度の在り方について検討が必要です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると7割以上に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品を購入することの特典や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者から市に対しては、飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が必要です。

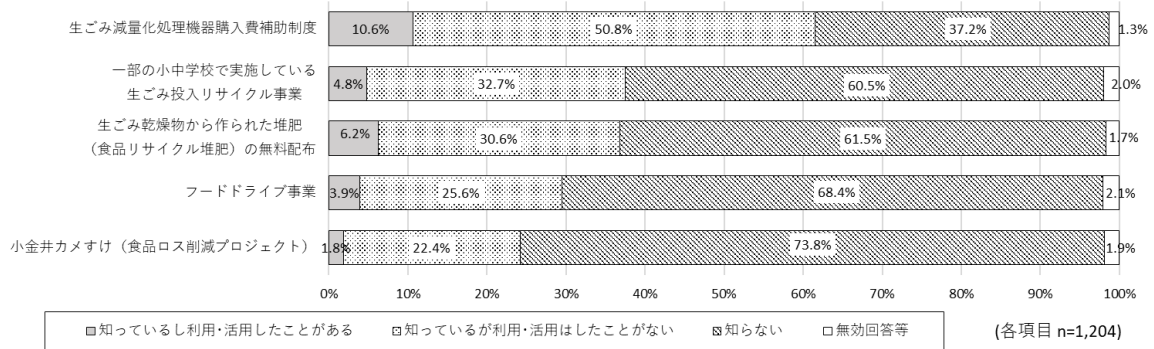


図 1-44 食品ロスに関する取組の認知度【市民】

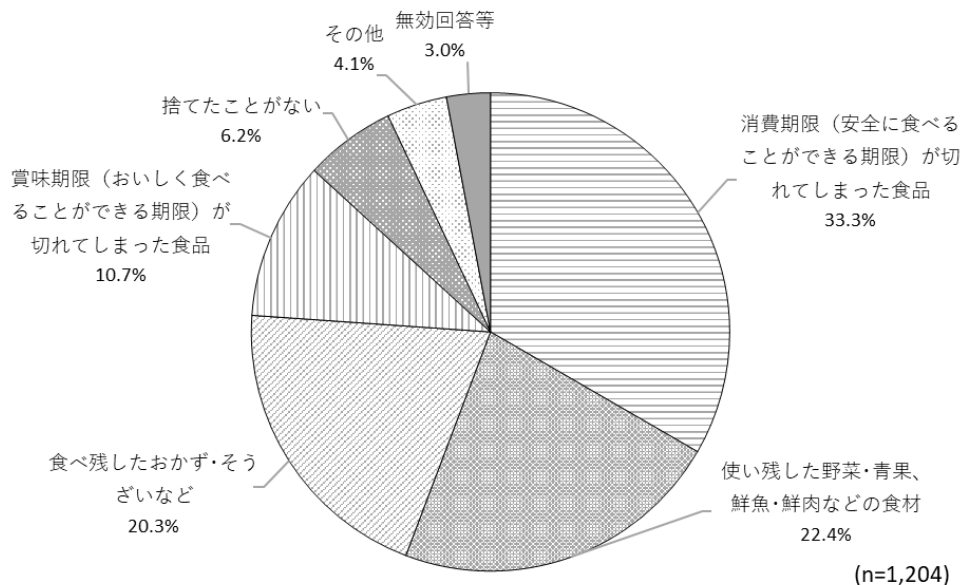


図 1-45 食品ロスに関する排出状況【市民】

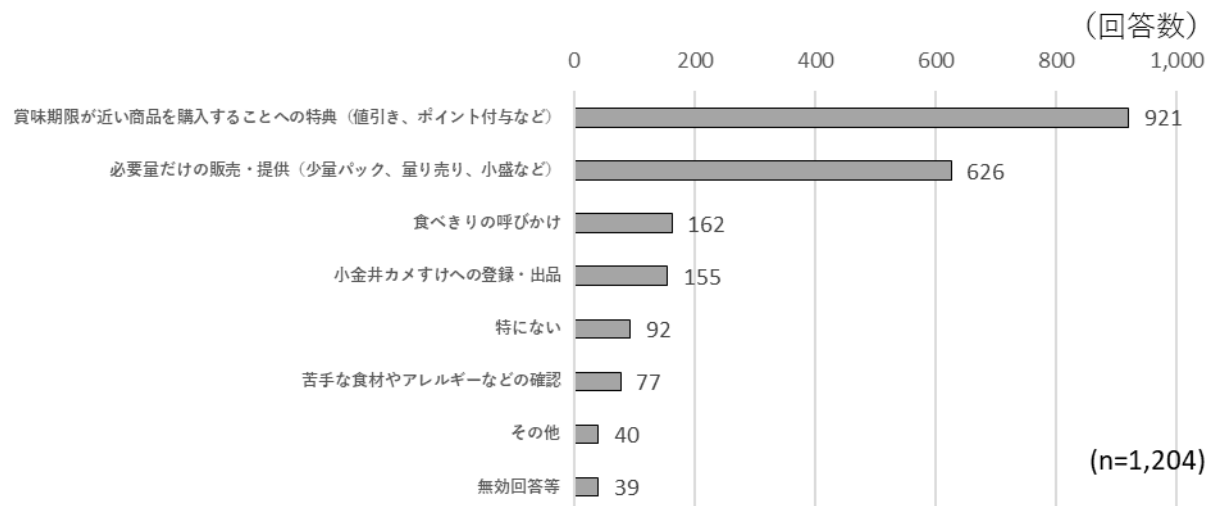


図 1-46 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】

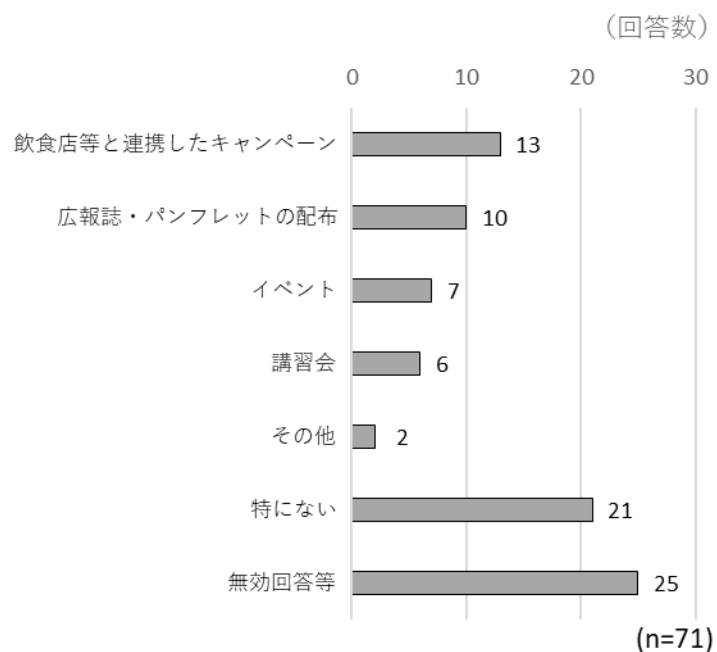


図 1-47 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】

(5)プラスチック・充電式電池

プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品について、汚れていないものはプラスチックごみの日に出している人の割合が9割を超えています。汚れのついたものについては、7割程度が汚れを落とし適正に排出している一方、1割程度が汚れを気にせず排出している、又は燃やすごみの日に出している、又は燃やさないごみの日に出している、又は無効回答等が2割以上を占めていることから、安全面を考慮した正しい排出方法の周知徹底が必要です。

充電式電池については、7割以上が正しい方法で捨てていますが、正しい方法で捨てていない、（正しい排出方法が）分からない、または捨てたことがないという回答が2割以上を占めていることから、安全面を考慮した正しい排出方法の周知徹底が必要です。

また、市民が市に求める施策として、「生産者、販売者への自主回収促進の働きかけ」、「ごみやリサイクルに関する情報発信の充実」が必要との回答が多いことから（図 1-35）、適正排出に向けて、情報発信の充実や事業者を含めた施策の展開が必要です。

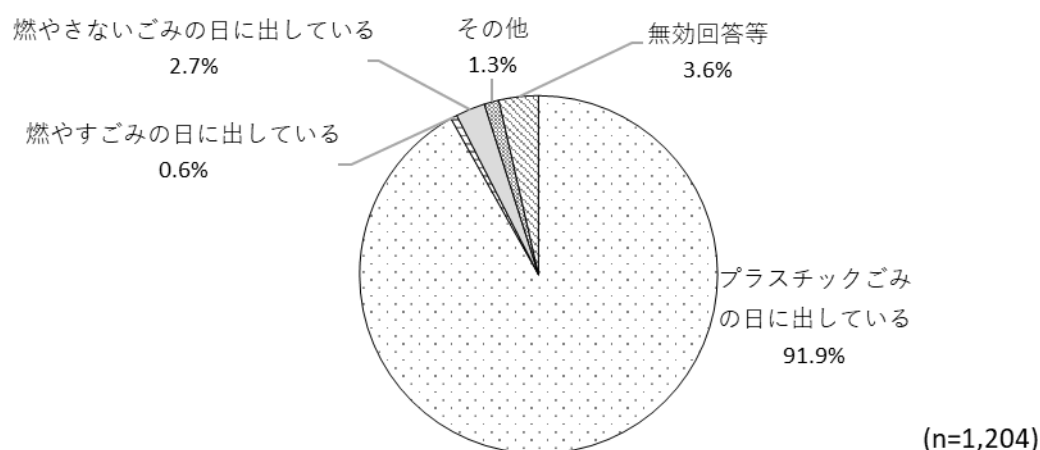


図 1-48 汚れていないプラスチックごみの排出状況【市民】

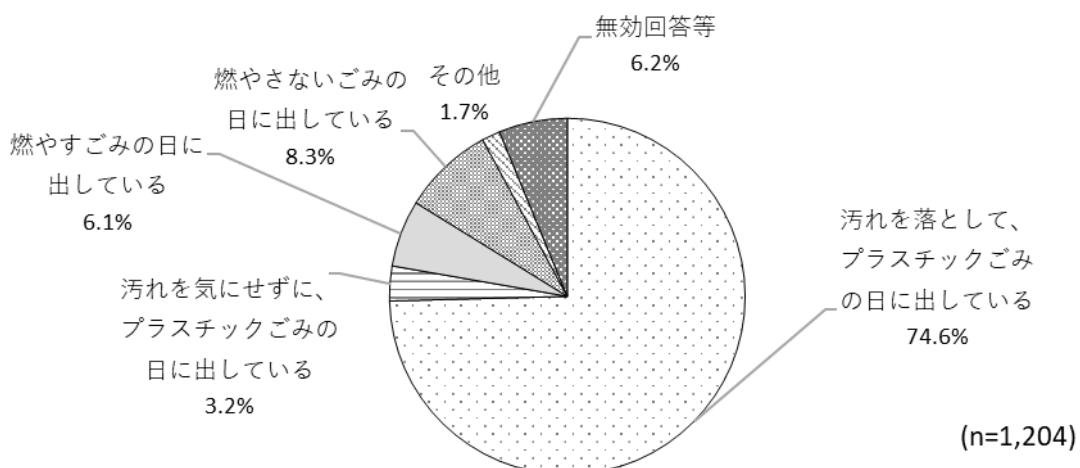


図 1-49 汚れたプラスチックごみの排出状況【市民】

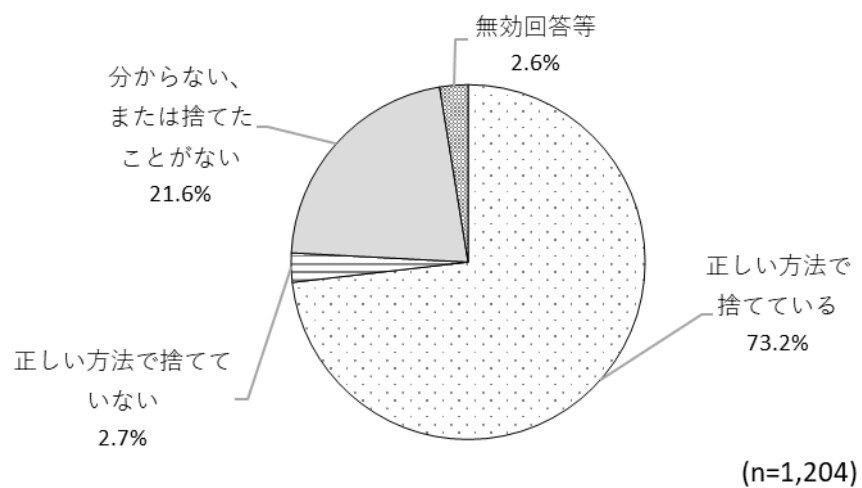


図 1-50 充電式電池が内蔵されている製品の排出状況【市民】

(6)リユース事業の利用状況

リユース事業の利用状況については、リユースショップの買取サービス、フリマアプリが多い一方、利用したことがないと回答した割合も多い結果となっています。また、これらのサービスを過去に利用したことがあるだけであり、継続的に利用していないことも考えられます。

年齢別では、70歳以上の市民ではリユース事業を利用したことがない割合が、回答者数が少ない20歳未満を除くと最も多く、更に世帯構成別では単身世帯が同様の結果となっていることから、高齢層や単身世帯へも効果的に情報が届くような周知方法の見直し、サービス・事業の利用しやすさを向上させるような取組が必要です。

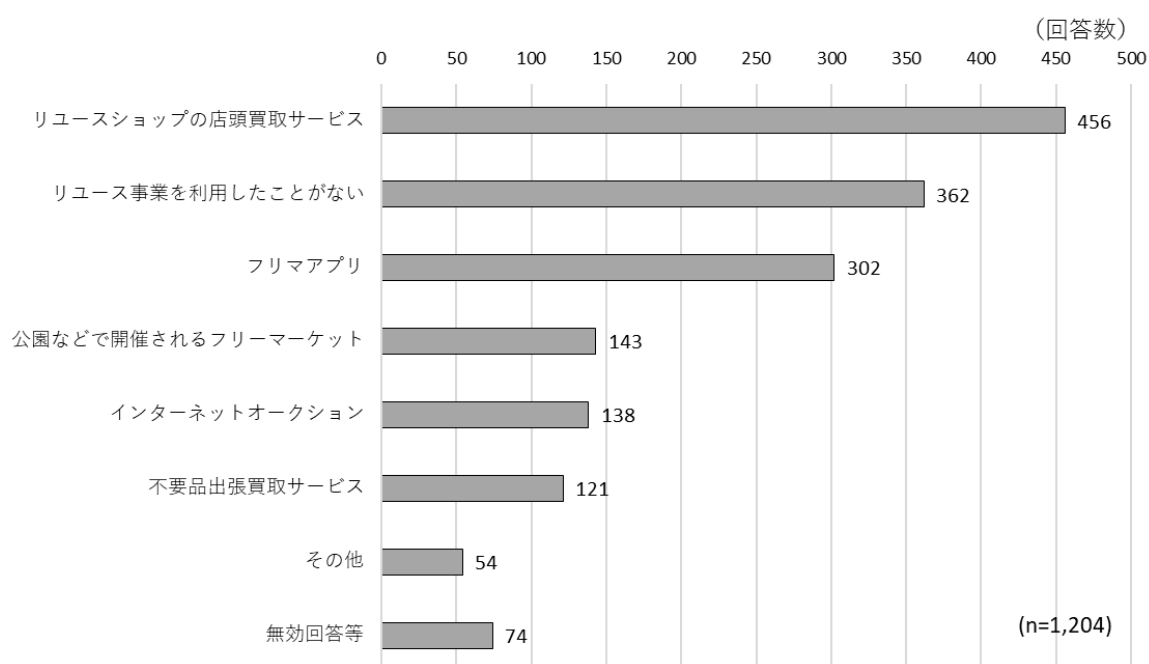


図 1-51 リユース事業の利用状況【市民】

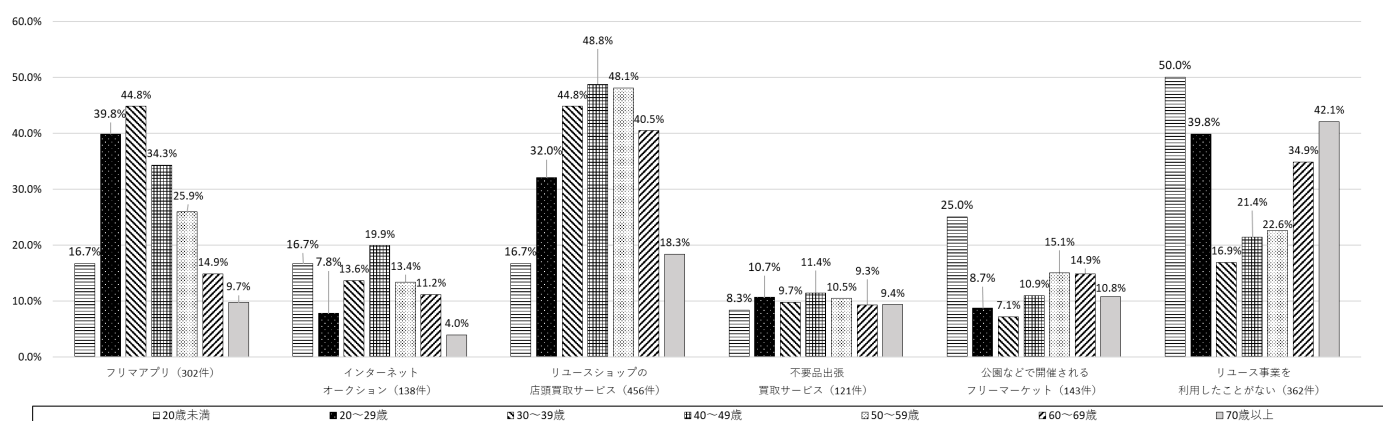


図 1-52 リユース事業の利用状況【市民・年齢別】

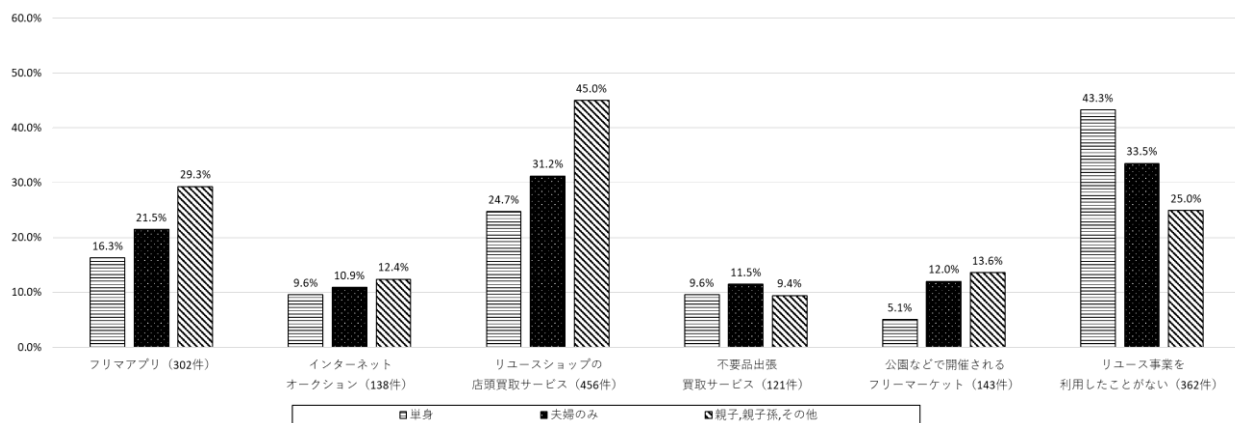


図 1-53 リユース事業の利用状況【市民・世帯構成別】

(7)事業所の取組状況

ごみ減量・リサイクルに関する事業所の取組状況については、書類のペーパーレス化に努めている、再生紙などの再生用品の使用に努めているとの回答が多い一方、リサイクル推進協力店の認定や、出張講座を活用した講演会の実施についての回答はゼロであり、市の実施する施策を積極的に活用している事業所が少ないことから、施策の周知徹底を図る必要があります。

なお、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由を見ると、ごみ処理コスト削減につながる施策の実施が3R促進に寄与する可能性があり、そのような視点での取組が必要です。

また、事業所から排出される食用廃油、ペットボトル、プラスチック類、缶類、びんの産業廃棄物を一般廃棄物として排出しているという回答があったことから、事業所に向けた一般廃棄物・産業廃棄物の違いや許可業者との契約実態等に関する正しい認識の周知徹底と、適正排出の指導を行う必要があります。

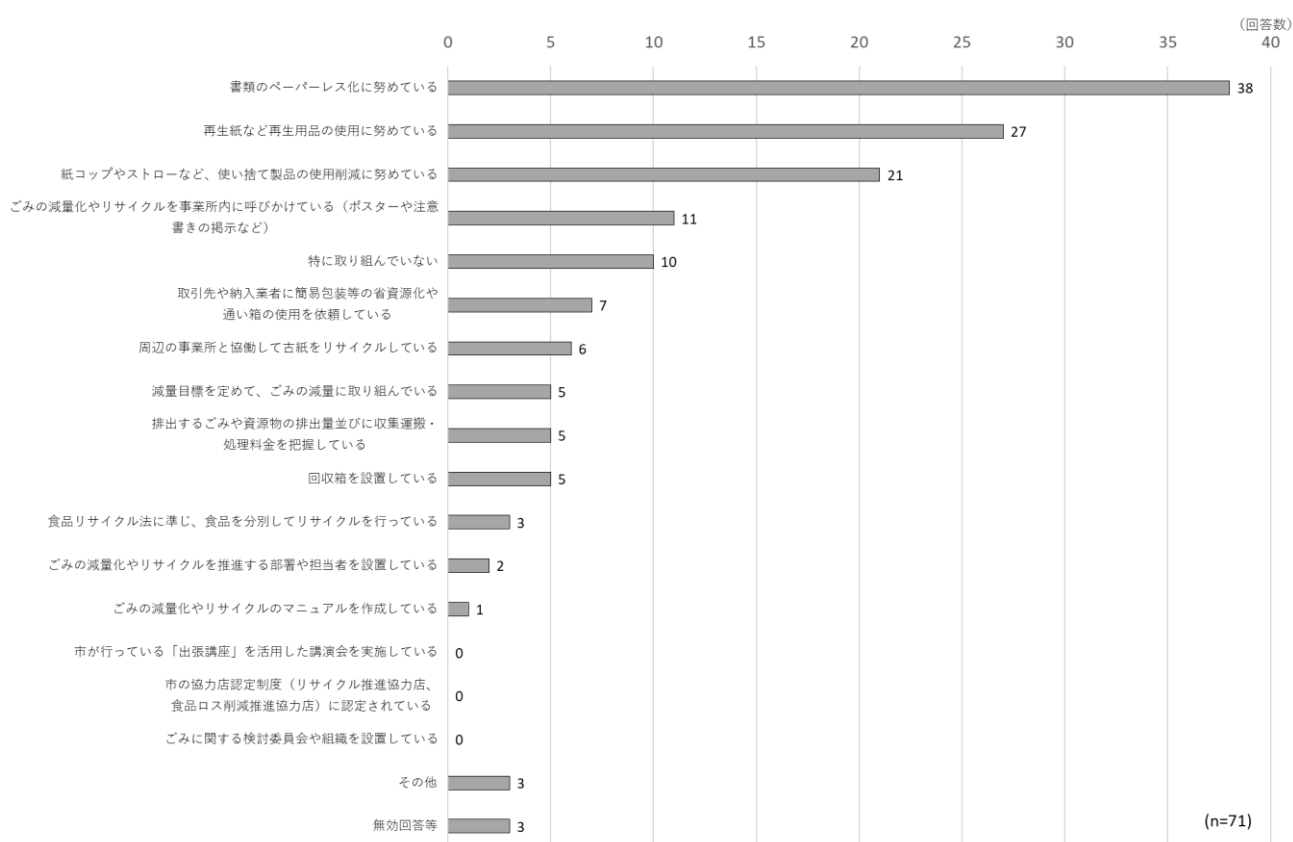


図 1-54 ごみ減量・リサイクルに関する取組状況【事業所】

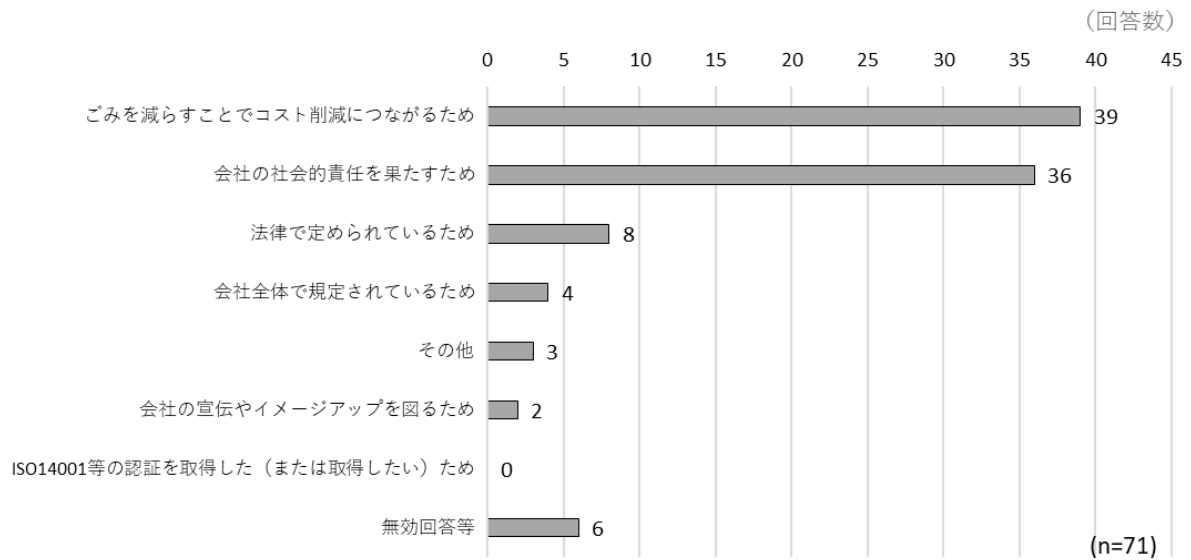


図 1-55 ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由【事業所】

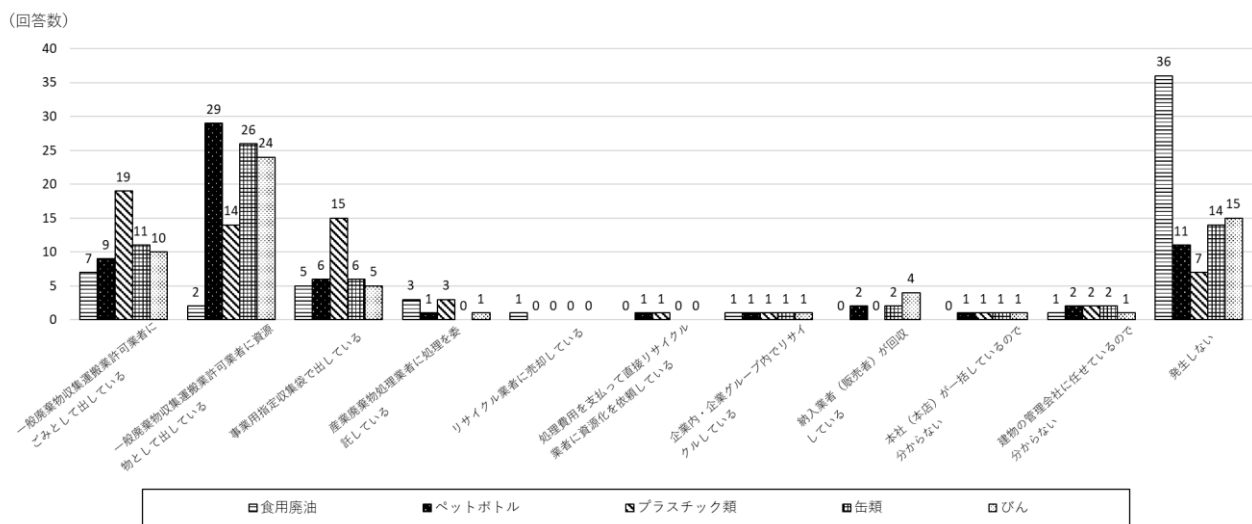


図 1-56 ごみや資源物の分別・処理方法【事業所】

3. ごみ組成調査からの課題

(1) 燃やすごみの課題

厨芥類は単身集合住宅からの排出は比較的少なく、戸建て住宅及びファミリー向け集合住宅からの排出が多いほか、事業所からの排出も多い状況であるため、減量のための取組が必要です。

資源となる紙は単身集合住宅、事業所、プラスチック類は単身集合住宅からの排出が多く、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの排出も確認されている状況です。

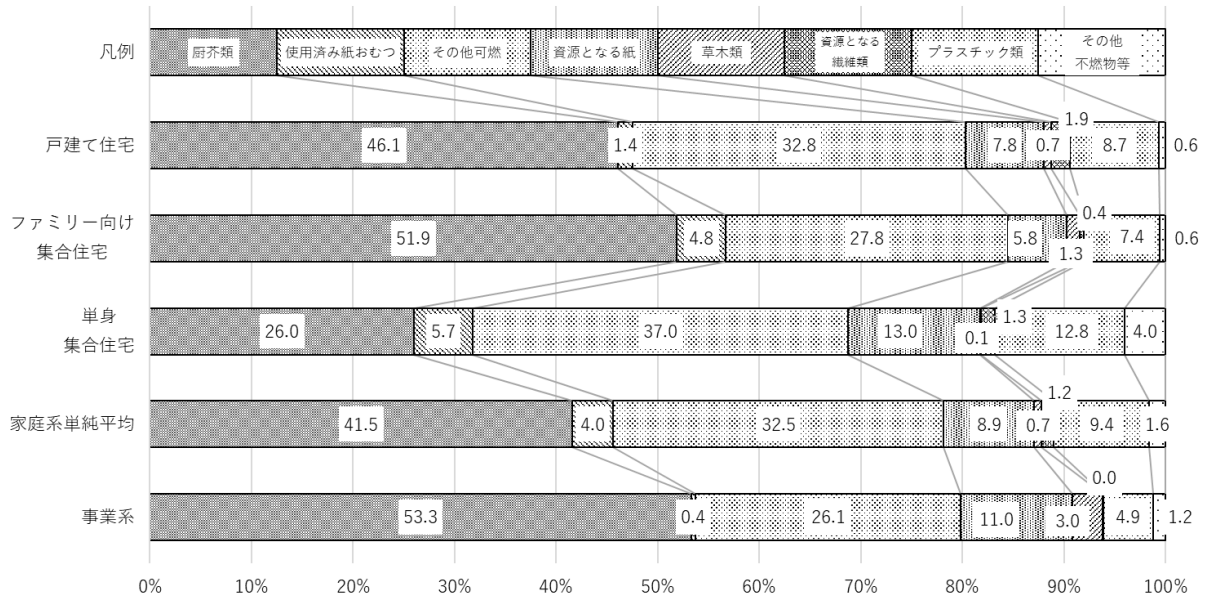


図 1-57 燃やすごみの組成調査結果^{6・7}の内訳

⁶ ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

⁷ 平均値は、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅の単純平均。

燃やすごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、家庭系は8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、プラスチック類、紙類の割合が高い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

事業系も8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、家庭系と同様紙類、プラスチック類の割合が高いほか、草木類の割合も高い結果となっており、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

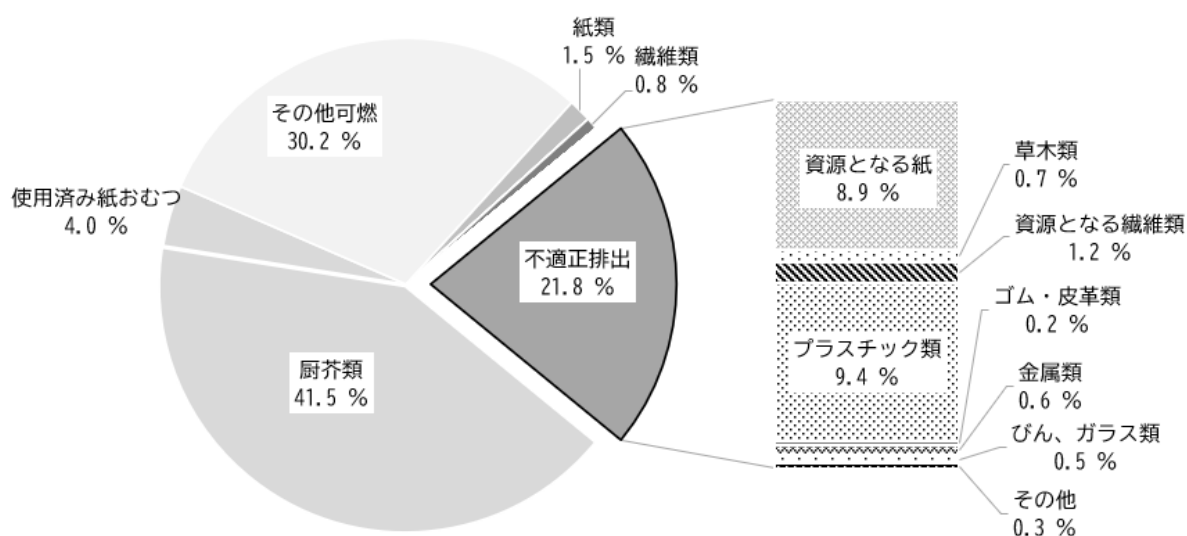


図 1-58 燃やすごみ排出状況（家庭系）

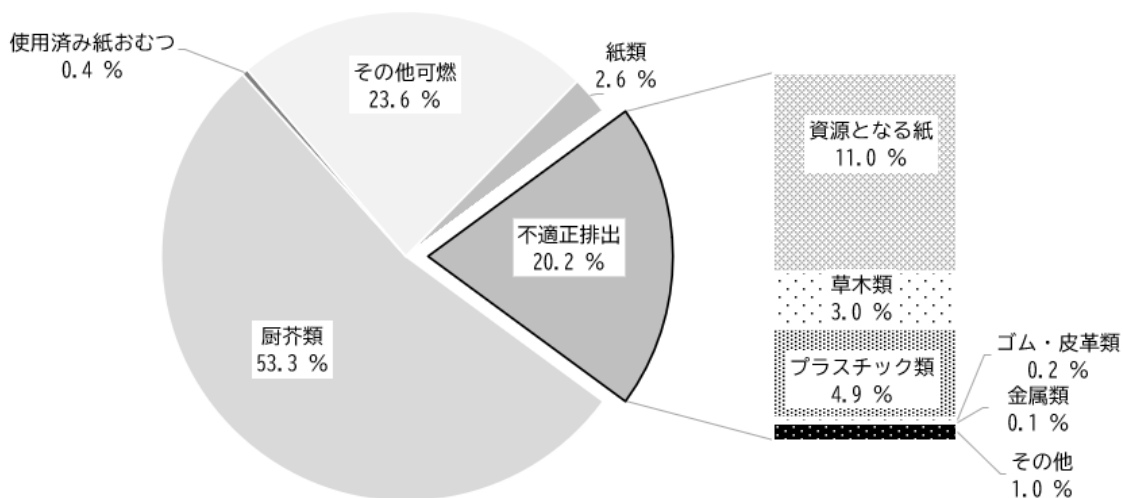


図 1-59 燃やすごみ排出状況（事業系）

(2) 燃やさないごみの課題

単身集合住宅から排出されるくつ・かばん・ベルトが多く、容器包装プラスチックの排出も戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅と比較すると多い状況です。くつ・かばん・ベルトは市で拠点回収を行っているため、利用促進を図る必要があります。また、収集エリアにかかわらずセトモノ・ガラス・不燃物⁸の排出が多い状況です。

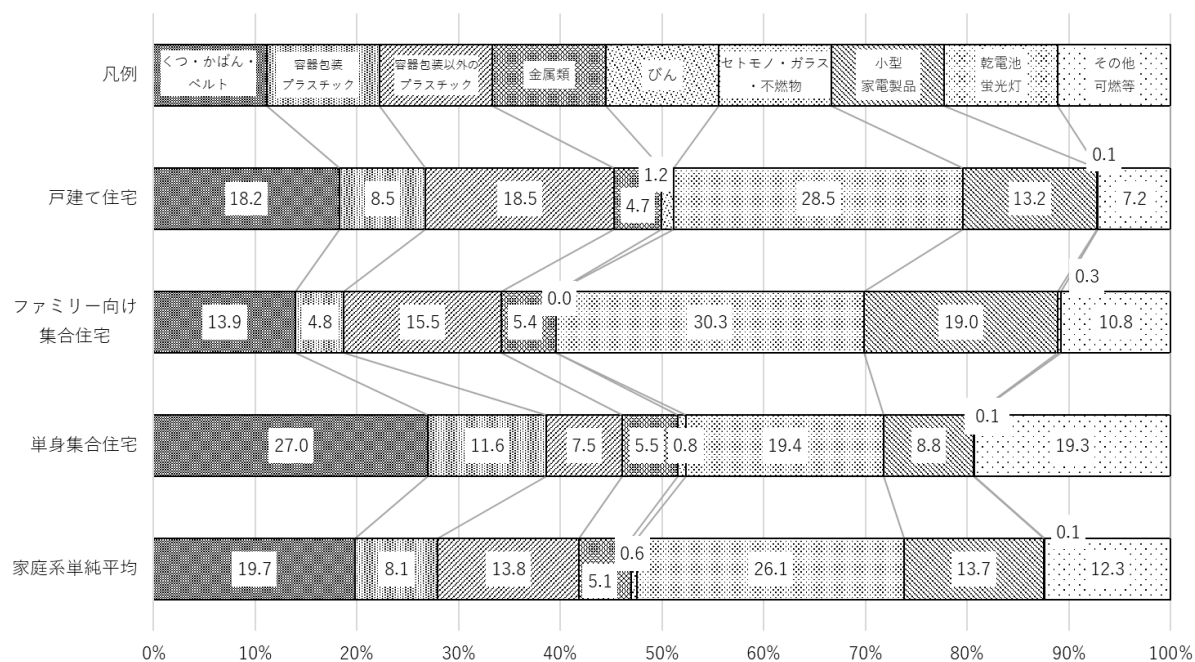


図 1-60 燃やさないごみの組成調査結果の内訳

⁸ 陶磁器・石類、ガラス製品、複合製品、リユースができない布類などを含む。

燃やさないごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、7割程度が適正排出されており、3割程度が不適正排出されています。燃やすごみよりも不適正排出の割合が高く、不適正排出の中では、プラスチック類が最も多く、金属類も多い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

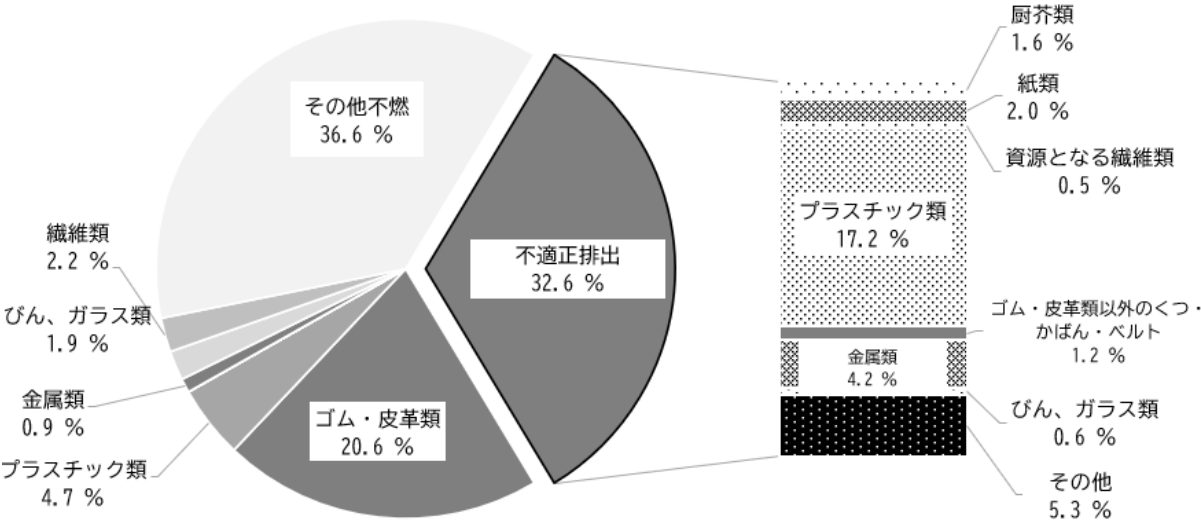


図 1-61 燃やさないごみ排出状況（家庭系）

4. 国の動向・人口動態からの課題

国の動向を踏まえた取組の推進が必要であるほか、今後、少子高齢化の進行やデジタル技術の進展等による社会構造の変化や様々な生活スタイルの出現により、ごみ処理に関する様々なニーズや課題が発生することが見込まれます。

(1)SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の必要性

以下の図で示す日本全体の人口動態や、「第2章 第1節 人口動態」で示した本市の人口動態から、外国人人口が増加傾向にあることが確認されていることから、外国人に対して適正排出に向けた啓発が必要です。また「第2章 第4節 4. (2) 少子高齢化を踏まえた取組の必要性」でも言及している高齢者への対応を含め、SDGsの実現に向けて、全ての市民がごみの排出に困らず安心して暮らせるように、「誰一人取り残さない」ごみ処理の在り方を改めて検討する必要があります。

左軸単位 | 本市（全体）：人、日本（全体）：千人

右軸単位 | 本市（外国人）：人、日本（外国人）：千人

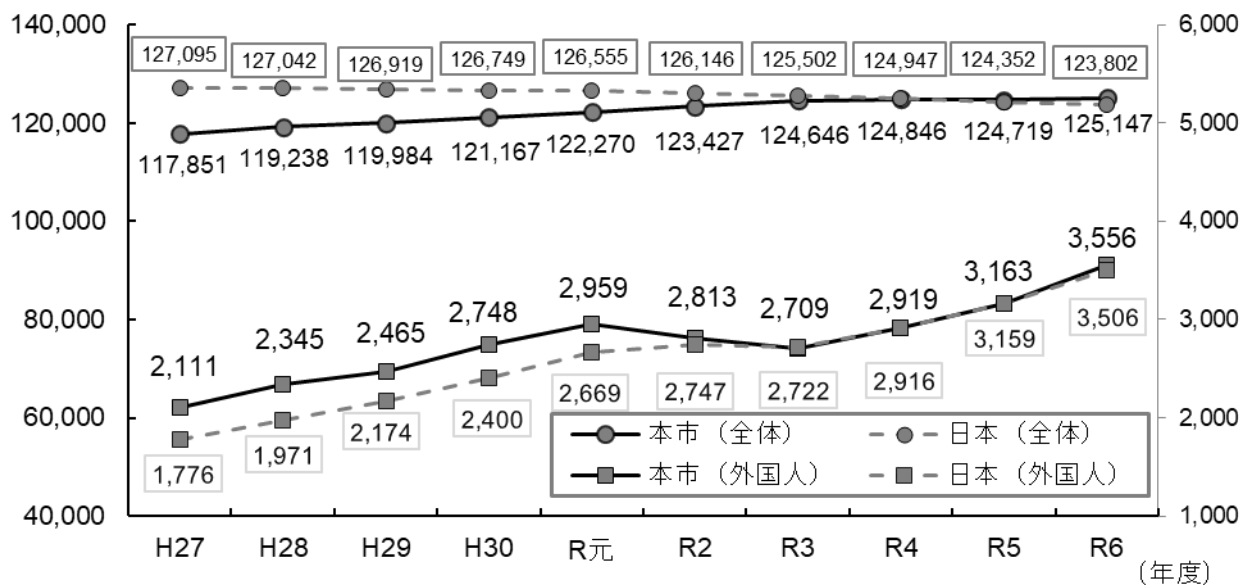


図 1-62 日本と本市の人口動態比較

更に、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の低減や効率的な処理・資源化の推進に重きを置いて取組を進めるほか、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められていることも踏まえ、リユースや再生材の利用に関する取組を強化しつつ、循環型社会の実現を目指す必要があります。

(2)少子高齢化を踏まえた取組の必要性

少子高齢化の進行により高齢者が増加し、排出されるごみの質が変化することが想定されるほか（例：大人用紙おむつの増加、（惣菜等の消費増加による）容器包装プラスチック類の増加、体力的に分別が負担になることによる適正排出度合いの変化）、ごみの排出が困難な市民も増加することが想定されます。関連する庁内部署とも連携しつつ、このような変化も考慮した取組を検討する必要があります。また、取組全般においては、高齢者の増加を踏まえたデジタルデバйд（情報格差）の問題についても考慮する必要があります。

また、人手の面に着目すると、地域コミュニティの変化や「ごみゼロ化推進員制度」等のごみ処理の支援団体の担い手不足が生じる可能性があるほか、行政機能・公共施設においても、ごみ処理に関わる人員が不足する可能性があります。更に、税収減に伴う清掃予算費の確保・保持が困難となることが見込まれ、処理の効率化はもちろんのこと、「第2章 第4節 1. （3）処理経費を考慮した取組の推進」とも関連しますが、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

上記に対しては、デジタル技術の活用により既存のごみ処理システムの変革や効率化を図ることも方法の1つとして期待されますが、本市でのごみ処理に係るデジタル技術の導入状況や導入による効果も把握し、今後更なる導入促進等の検討が必要です。

第3章 基本方針

第1節 これまでの経緯

本市では、平成18年（2006年）にごみ非常事態を宣言し、平成19年（2007年）4月以降、可燃ごみの処理については、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。令和2年（2020年）4月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、共同処理を行っています。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方で、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、平成30年（2018年）3月に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づく施設整備を進めてまいりました。令和4年（2022年）8月から不燃・粗大ごみの積替え・保管施設である「小金井市野川クリーンセンター」が稼働し、令和7年（2025年）3月からはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設である「メタウォーターサステナブルパークこがねい」が稼働し、市内における循環型社会形成に資する施設の再配置を完了しました。

このことをもって、本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念である「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。

第2節 基本理念

前計画では、目指す将来像として「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、引き続きごみを出さないライフスタイルの推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すとともに、良好な環境を未来へ引き継ぐため、美しいまちづくりの推進を図っていきます。また、安定的な適正処理の推進のため、市民、事業者、行政が一体となって、発生抑制に最優先で取り組むことが重要であるという考えの下、基本方針を定めます。

基本理念

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

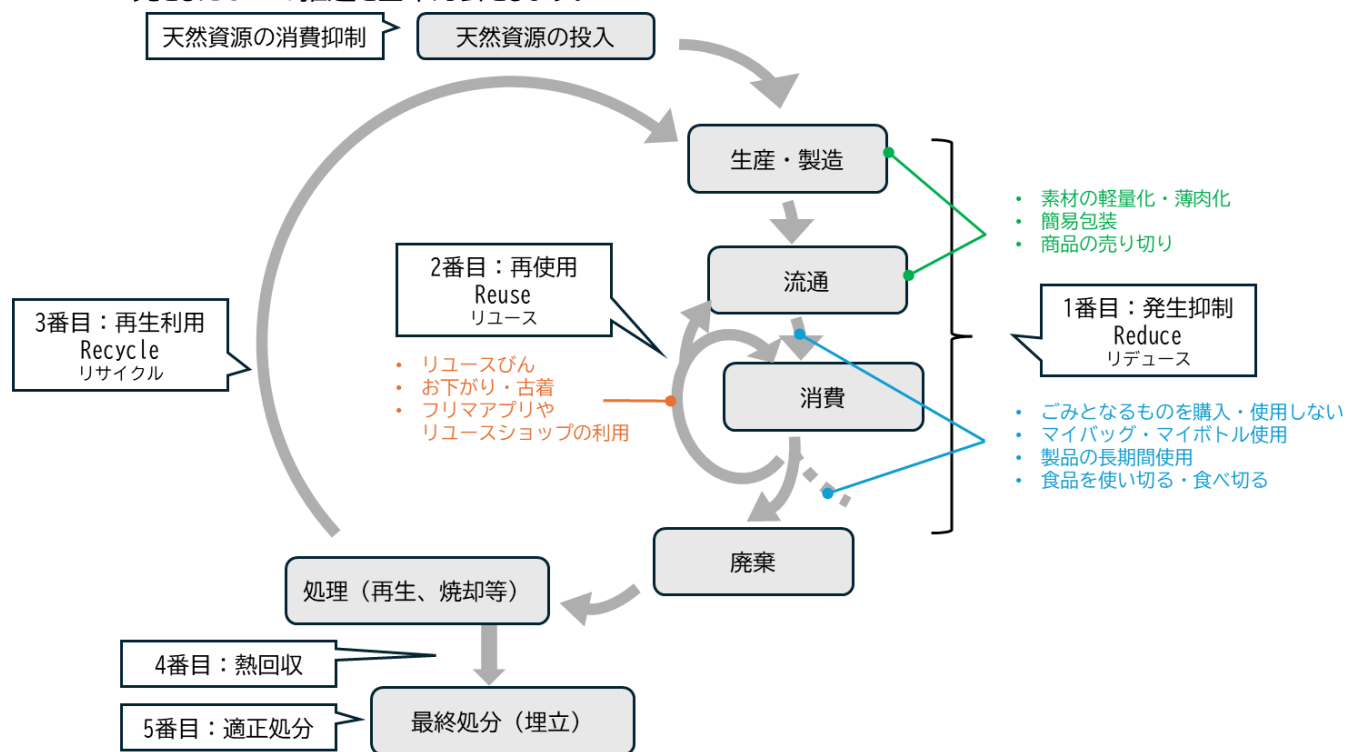
～ごみを出さないライフスタイルへ～

第3節 基本方針

基本方針については、3Rの優先順位（図 1-63参照）も踏まえ引き続き発生抑制を最優先に取り組むべきであること、ごみ非常事態宣言を経験した本市にとって安定的な適正処理体制の構築は重要な事項であることを踏まえ、前計画と同様、発生抑制を最優先とした3R、適正処理についての基本方針を掲げます。

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

基本理念の実現に向けては、行政のみならず、市民、事業者が一体となって3Rの取組を実践することが重要です。3Rの中でも特にリデュース（発生抑制）の取組が最も重要であることから、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料を加工

図 1-63 3Rの流れと優先順位

2. 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

基本理念の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われること、廃棄物処理を支える体制の確立が重要です。そこで、本計画では、各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進を基本方針とします。

第4節 目標の設定

本計画では、基本理念及び基本方針の実現に向けて、以下に示す目標値の達成を目指します。

【1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）】

令和12年度までに **584g/人・日**以下

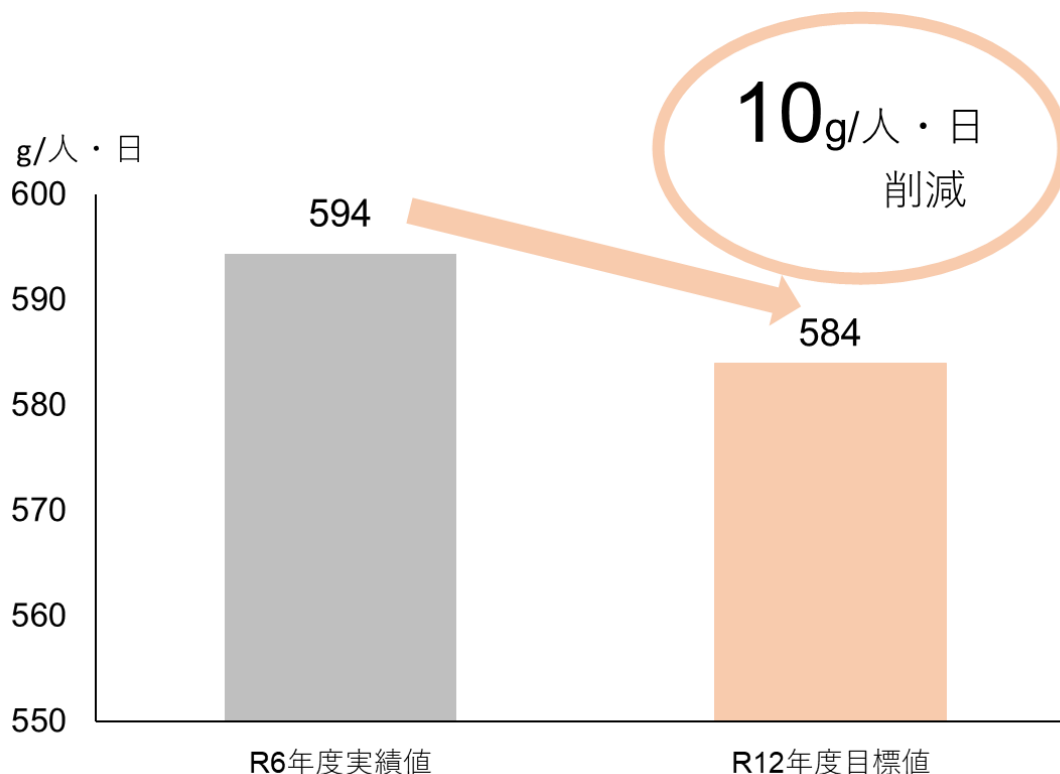


図 1-64 目標値（1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）（g/人・日））

【目標設定の考え方】

食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む。）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取り組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

第4章 施策の展開

第1節 計画の体系

本計画の計画体系は以下のとおりです。本計画では、2つの基本方針に基づく11の計画項目を掲げ、更に各計画項目に取組内容（施策）を定め、展開していきます。

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
	② 再使用の促進（リユース）	(1) くつ・かばん類の有効活用の推進 (2) 民間リユース事業との連携 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
	③ 資源循環システムの構築（リサイクル）	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進 (2) 生ごみ資源化施策の推進 (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続
	④ 分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 転入者を対象とした情報提供の強化 (3) 清掃指導員による分別指導の徹底 (4) わかりやすさを重視した情報提供の強化 (5) 施策や取組の「見える化」の強化
	⑤ 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
	⑥ 市民、事業者との協働による3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
	⑦ 事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収・自主回収等の推進
	⑧ 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
各段階における 安全・安心・安定的な 体制確立の推進	① 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集の推進
	② 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	③ 廃棄物処理を支える 体制の強化	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民、事業者、行政の連携体制の強化 (4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (6) 環境基金の有効活用
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

本ページ以降の施策の位置づけ

- 重点 : 本計画において、強化の中でもより重点的に取り組む施策
- 強化 : 本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
- 充実 : 本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策

第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

ごみの減量に向けて最も重要なのは、リデュースの意識を日常生活に根付かせることです。食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進など、市民一人ひとりが環境への関心を持ち、実践することが求められます。そこで、小金井市食品ロス削減推進計画との整合を図り、生活習慣の見直しとライフスタイル変革を支援し、無理なく取り組める施策を展開します。更に、啓発活動として広報媒体やキャンペーン、イベント、環境教育を通じて情報発信を行い、ごみを出さない暮らしの定着を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 食品ロス削減の推進【重点】

- 各種広報媒体※、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じた市民への周知徹底
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施
- 食品ロス削減推進協力店の普及拡大
- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握

※市報等紙媒体のほか、SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを含む。以下同様。

(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進【充実】

- 生ごみの水切りの推進
- 生ごみ減量化処理機器・生ごみ堆肥化容器の活用による自家処理の推進

(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 公共施設へのマイボトル専用給水機の設置の継続

(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- レンタル・シェアリングの意識浸透に係る啓発

2. 再使用の促進(リユース)

リデュースの次に重要なのは、使えるものを繰り返し使うリユースです。不用品を譲渡したり、修理して再利用したりするなど、ものを大切にする行動を日常的に実践することが求められます。今後は、くつ・かばん類やリユース食器の有効活用を更に推進するとともに、民間リユース事業との連携を図り、リユースルートの構築と円滑な運用を進めます。また、リユース活動の定着に向けて、周知・啓発を強化し、市民一人ひとりがリユースを意識したライフスタイルを実践できるよう支援していきます。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>くつ・かばん類の有効活用の推進【強化】</u> ■ 拠点回収の実施 ■ 拠点回収実施に関する広報の実施 ■ 拠点回収実施頻度・回収場所の拡充の検討 (2) <u>民間リユース事業との連携【充実】</u> ■ 野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大 ■ 買取価格比較サービス「おいくら」、個人間での不用品取引サイト利用の推進 ■ 各民間リユース事業の利用方法の紹介 ■ 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 (3) <u>リユース食器の有効活用【充実】</u> ■ リユース食器の無料貸し出しの実施 ■ イベント時等におけるリユース食器活用の呼びかけ (4) <u>リユース活動を推進するための周知・啓発【充実】</u> ■ リユースショップ活用促進のための広報の実施 ■ 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ■ 高齢層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

リデュース、リユースに続く取組として、資源を再生利用するリサイクルの推進が重要です。資源としての品質を確保するため、分別ルールの徹底を図るとともに、利用しやすいリサイクルルートの構築と円滑な運用を進めます。小金井市食品ロス削減推進計画との整合を図り、特に生ごみについては、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討を進めるとともに、家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行を推進し、引き続き家庭での取組を支援します。循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムの整備と、更なる資源循環ルートの構築に向けた調査・研究を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進【強化】</u> ■ 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施 ■ 使い捨てコンタクトレンズ空ケース、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施 ■ 若年層・単身世帯など、様々な市民が参加しやすいような、拠点回収品目・回収場所の拡充の検討 ■ 既存資源化品目のより効率的な資源化ルートの調査・研究 ■ 紙おむつを含めた新規資源化ルートの調査・研究 (2) <u>生ごみ資源化施策の推進【強化】</u> ■ 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価とその結果を踏まえた事業の推進 ■ 学校給食調理くずの資源化の継続 (3) <u>生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続【充実】</u> ■ 生ごみ減量化に向けた、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度から家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行の推進 ■ 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の見直しの検討

4. 分別・啓発活動の強化

資源を効率的・効果的にリサイクルするためには、正しい分別ルール of 徹底と資源品質の確保が不可欠です。3 R の推進には、市民の理解と協力が重要であり、特に近年増加している転入者に対しては重点的な情報提供を行います。清掃指導員による分別指導の強化や、わかりやすさを重視した広報媒体の作成、キャンペーン・イベント等を通じた情報提供、啓発活動を展開します。更に、施策や取組の「見える化」により、分別・排出の徹底と市民の意識向上を図り、持続可能な資源循環社会の形成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 正しい分別方法の周知と徹底 【重点】

- ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体の活用
- 居住形態別の分別方法の周知の検討
- 啓発物の多言語対応
- 啓発チラシの配布等による、プラスチックごみやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底

(2) 転入者を対象とした情報提供の強化 【強化】

- ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリ利用方法チラシの配布、各種広報媒体を活用したごみ減量・分別の周知徹底
- 不動産会社との連携による啓発

(3) 清掃指導員による分別指導の徹底 【充実】

- 清掃指導員と連携した、戸別訪問による分別指導の実施

(4) わかりやすさを重視した情報提供の強化 【充実】

- ごみ減量キャラクターなどの効果的な活用
- キャンペーン、イベントを活用した3 R 推進の呼びかけ
- SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを活用した情報提供
- ナッジ⁹を活用した啓発方法の検討

⁹ 行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」（環境省 HP より引用）

(5) 施策や取組の「見える化」の強化【充実】

- 各種広報媒体を活用した市の実施施策・取組内容や実施状況のPR
- キャンペーン、イベントを活用した効果的な啓発
- ワークショップ、講演会の開催

5. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境への関心を深め、3 Rの理念に基づいた行動が広がることで、持続可能な社会の担い手が育成されます。そのために、小・中学校での環境教育を充実させるとともに、町会・自治会・子供会など地域団体への環境学習支援を強化します。世代を超えて学び合える機会を提供し、地域ぐるみで環境意識を高めることで、日常生活の中で自然に3 Rを実践できる人材の育成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進【充実】

- ワークショップの開催
- 学校などでの環境教育の実施
- 清掃関連施設（野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、浅川清流環境組合の処理施設、東京たま広域資源循環組合の処理施設など）の見学の推進
- SNS（公式X、Instagramなど）やYouTubeを活用した子ども向け啓発コンテンツの作成

(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進【充実】

- 出張講座、講演会の実施
- 清掃関連施設の見学の推進
- ごみゼロ化推進員との連携による情報提供

6. 市民、事業者との協働による3Rの推進

ごみの発生抑制を最優先とする3Rの推進には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、地域全体で協働することが不可欠です。町会・自治会・事業者等から推薦された市民によるごみゼロ化推進員の活動を支援し、認知度向上と活動の支援、推進を図ります。更に、集団回収事業の支援・周知を行うとともに、商工会や包括連携協定を締結する団体との連携を強化し、地域ぐるみで資源循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進【強化】

- ごみゼロ化推進員との更なる連携に向けた仕組みの見直しの検討、公募の強化
- イベントでのごみゼロ化推進員に関する周知
- ごみゼロ化推進員と連携した各種取組の継続（ごみ相談員制度、路上禁煙地区清掃活動等）
- ごみゼロ化推進会議の開催支援

(2) 集団回収事業の支援と周知【充実】

- 町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化【充実】

- 包括連携協定締結団体などが行う活動に合わせた、出張講座など学習機会の提供やキャンペーン活動の実施
- 市内大学との連携による若者世代への啓発活動の実施
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

7. 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴う一般廃棄物は、事業者自らが法令を遵守し、責任を持って適正に処理することが原則です。ごみの発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、事業系一般廃棄物の削減を促進するとともに、中小規模事業者への分別指導や大規模建築物所有者への立入指導を実施します。更に、認定事業所の周知と拡大を図り、店頭回収・自主回収の取組を支援することで、事業者の主体的な取組を促し、地域全体での資源循環の強化を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】

- 搬入物抜き打ち検査の実施による排出状況の確認、適正排出の指導
- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者への適正排出の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(2) 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 【重点】

- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発
- 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討
- 優良事例紹介の実施

(3) 中小企業事業者に対する分別指導の実施 【充実】

- 事業者への個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【充実】

- 事業用大規模建築物の所有者に対する、ごみ減量・分別徹底・適正排出に係る立入指導の実施
- 排出実態・傾向の整理と、それを活用した啓発、指導の実施

(5) 認定事業所の周知と拡大 【充実】

- 市報や市ホームページ等での制度の広報、周知
- 食品ロス削減推進協力店（又は事業所）認定制度における認定店（又は事業所）の拡大

(6) 店頭回収・自主回収等の推進【充実】

- 市民の積極的な利用の推進に向けた、実施事業者との連携と、市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、各種イベント・キャンペーン等での広報・周知
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

8. 行政における3Rの推進

市の施設においては、市職員自らがごみ排出の当事者であることを認識し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に積極的に取り組むことが求められます。市職員に対しては、ごみ減量・分別の重要性について周知徹底を図るとともに、効果的な3Rの実践に向けて、組成分析や調査・研究を継続的に実施します。更に、施設運営における環境負荷の低減を目指し、日常業務の中で環境配慮型の行動が定着するよう取組を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底【充実】

- 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定
- 庁舎内廃棄物の実態調査の実施及び実績報告

(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施【充実】

- 組成調査の実施によるごみ排出状況の把握

(3) 環境負荷低減の推進【充実】

- SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた、国・都の動向注視と施策展開の検討
- カーボンニュートラル、脱炭素に向けた環境配慮型の収集運搬車両導入に向けた調査・検討
- グリーン購入の推進

第3節 各段階における安全・安心・安定的な体制確立の推進

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく適切に処理するためには、安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保が不可欠です。市では、収集業務の質の向上とともに、市民との信頼関係を築くふれあい収集の推進にも取り組みます。高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、誰もが安心してごみを排出できる環境づくりを目指して、地域に根ざした収集体制の整備と運用を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】

- 収集運搬体制の確保、情報連携
- 危険物収集における収集作業員への安全作業指導の実施
- デジタル技術を用いた収集運搬体制の効率化の検討

(2) ふれあい収集の推進 【充実】

- 高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、利用者に寄り添ったふれあい収集の実施

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく処理・処分するため、安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保に努めます。中間処理量の削減や埋立ゼロの継続を目指すとともに、市が収集・処理していない廃棄物への対応や不法投棄防止体制の確立にも取り組みます。更に、施設の維持・管理の質を高めるため、組成分析を実施し、処理・処分の効率化と環境負荷の低減を図ります。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】

- 現行の処理・処分体制の維持・継続
- 危険物処理における処理作業員への安全作業指導の実施

(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 【充実】

- 東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設での灰の資源化の継続
- 不燃残さの資源化の継続

(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施、周知徹底、最新情報の提供
- 関係機関、事業者との連携、情報交換を通じた受入体制の整備
- 事業者との連携による使用済小型家電の宅配便回収、家電4品目の自宅回収サービスの実施

(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】

- 啓発看板の配布、設置
- ごみゼロ化推進員によるパトロールの実施
- 環境美化サポーター制度の周知徹底、活用

(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】

- 組成分析の実施による排出状況の確認

3. 廃棄物処理を支える体制の強化

発生抑制を最優先とした３Ｒの推進に加え、安全・安心・安定的な適正処理の実現に向けて、浅川清流環境組合や構成市、多摩地域の自治体・国・都との連携を強化します。また、市民、事業者、行政が一体となった連携体制を構築するとともに、災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めます。更に、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開を徹底し、環境基金の有効活用を図ることで、持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指します。

各取組内容における具体的な取組例
(1) <u>浅川清流環境組合及び構成市との連携【強化】</u> ■ ３市ごみ減量推進市民会議への参画 ■ 新可燃ごみ施設整備及び運営に関する覚書に基づく、次期ごみ処理施設についての検討
(2) <u>多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携【強化】</u> ■ 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化、情報の共有
(3) <u>市民、事業者、行政の連携体制の強化【充実】</u> ■ 地域包括連携協定事業者との連携
(4) <u>災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備【強化】</u> ■ 災害発生時の体制の整備 ■ ごみゼロ化推進員との連携体制の構築
(5) <u>一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開【充実】</u> ■ 適正なコスト管理の徹底 ■ 情報公開によるコストの透明化
(6) <u>環境基金の有効活用【充実】</u> ■ 小金井市環境基金条例に基づく、環境基金の有効活用

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民、事業者、行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

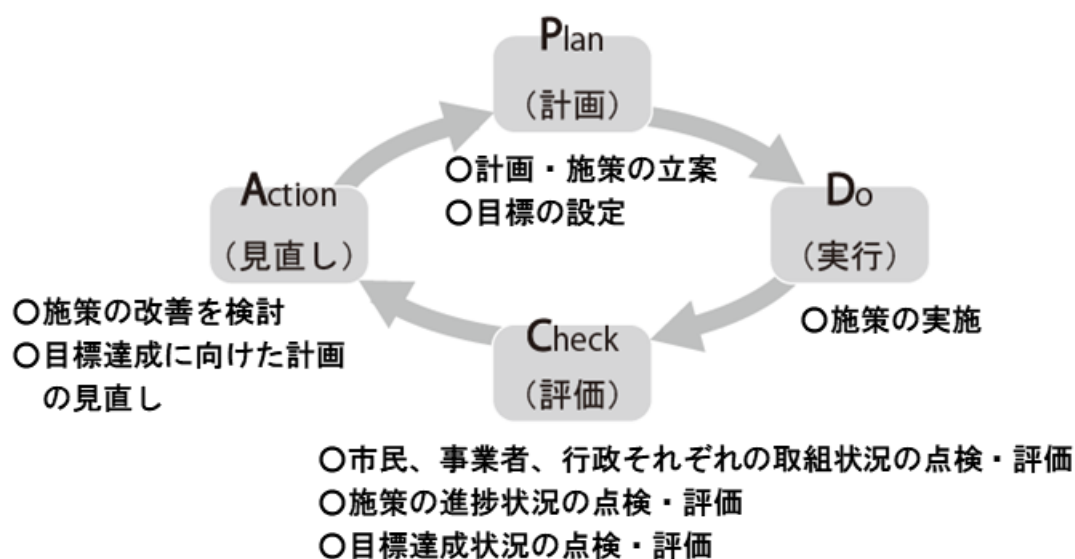


図 1-65 PDCA サイクル

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 収集運搬・処理の状況

1. 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は、年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

表 2-1 施設の概要

施設名称	湖南衛生組合下水投入施設
所在地	武蔵村山市大南 5 - 1
処理能力	7.0 kL/日
処理方式	前処理希釈方式

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、以下のとおりです。令和6年（2024年）度のし尿処理量は78.1kL、浄化槽汚泥処理量は12.7kLとなっています。

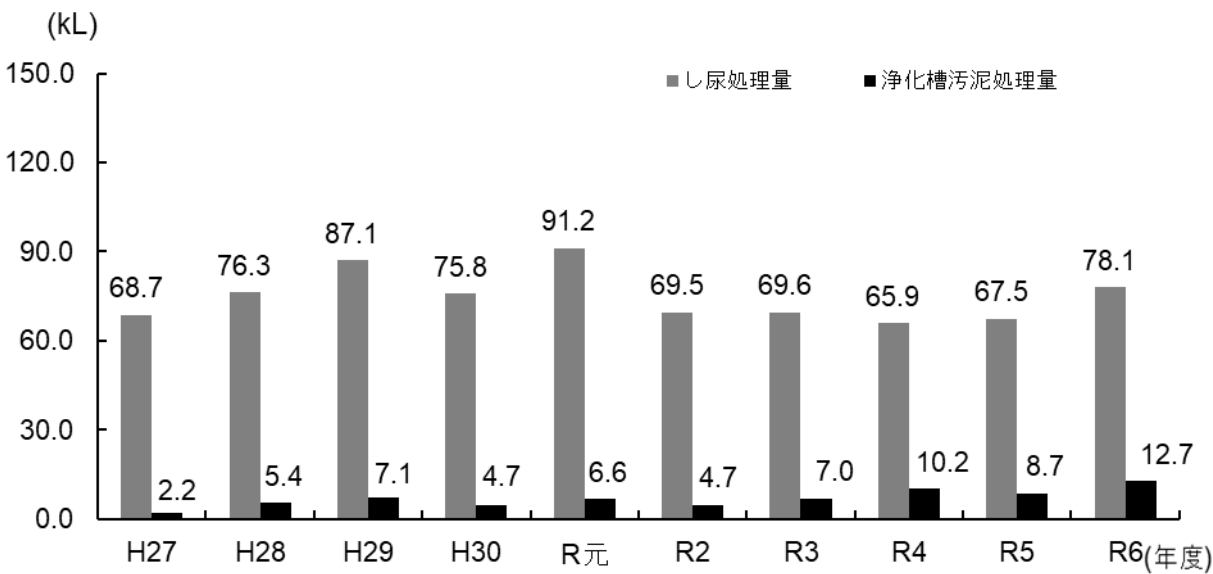


図 2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2章 今後の取組

第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な収集運搬及び処理ができるように体制を維持していきます。

第2節 災害時の対応

災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」及び「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づいて、本市環境部清掃班は、災害時に発生するし尿量を概算し、それらを適正に処理するためにし尿収集・処理計画を策定します。災害時においても、可能な限り、公共下水道、一部事務組合のし尿処理施設で処理を行いますが、公共下水道やし尿処理施設が被災した場合は「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」及び「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、し尿収集運搬業者に協力を要請し、都が指定する北多摩一号水再生センターで処理を行います。